



北海道

北海道自然環境等保全条例に基づく

特定の開発行為許可申請の手引

(令和3年4月)

北海道環境生活部環境局環境政策課

事業者の皆様へ

環境への配慮事項について（お願い）

北海道では、よりよい環境を未来に引継ぐため、循環と共生を基調とする環境負荷の少ない持続可能な北海道を目指して各種施策に取り組んでいます。

北海道自然環境等保全条例に基づく特定の開発行為の許可にあたっては、同条例第30条第3項に定める基準及び第4項に基づく技術的細目に適合していることを要しますが、事業者の皆様には、これらの基準等への適合はもとより、下記事項などの環境に配慮した事業計画を検討されるようお願いいたします。

記

- 1 既存の樹林に配慮し、自然度の高い樹林や谷筋あるいは風衝地の樹林については、できる限り現状のまま保存するよう検討願います。
- 2 緑化樹木等は、現存植生等を考慮し、できる限りの使用を検討願います。
- 3 事業予定地が複数の流域にわたる場合は、できる限り現状の流域界の変更を避けるよう検討願います。
- 4 稜線部には、できる限り建築物その他工作物の設置を避けるよう検討願います。
- 5 工事の施行に伴い発生する廃材等については、できる限り再利用又は再生利用するよう検討願います。

目 次

I 特定の開発行為許可制度の概要

1 はじめに	1
2 許可制度のあらまし	1

II 事務手続

1 事前審査申出の手続	5
2 許可申請の手続	6
3 許可、不許可の決定	8
4 工事の施行	10
5 変更の許可	13
6 工事完了の検査	13
7 許可に基づく地位の承継	14
8 標準処理期間	15

III 技術基準

1 森林に関する事項	18
2 地盤及び擁壁に関する事項	19
3 土砂流出防止施設に関する事項	33
4 道路に関する事項	36
5 排水に関する事項	36
6 河川に関する事項	42
7 その他	44

IV 様式・書式例等

1 様式	50
2 書式例	65
3 協定書等の例	79
4 許可申請書等の記載例	82
5 許可申請書類の作成及び編さん順序	87

V 参考資料

1 北海道自然環境等保全条例(抄)	93
2 北海道自然環境等保全条例施行規則(抄)	100
特定の開発行為許可申請書に関する問い合わせ先及び 各種届出の電磁的記録の送付先	105

I 特定の開発行為許可制度の概要

1 はじめに

砂防法、地すべり等防止法などの指定区域内で行われる開発行為や、都市計画法、宅地造成等規制法などの許可に係る開発行為については、それぞれ関係法令で規制されていますが、これらの法令が適用されない開発行為も多いことから、北海道では、無秩序な開発行為を防止し、地域住民の生命財産を災害から守り、安全で良好な生活環境の確保を図るため、北海道自然環境等保全条例に基づき、1ヘクタール以上の土地の形質の変更を伴うスキー場の建設、資材置場又は工場用地の造成、土石の採取などの特定の開発行為を行う場合は、知事の許可を受けなければしてはならないものとして規制しています。

2 許可制度のあらまし

(1) 許可が必要となる特定の開発行為

この条例の許可が必要となる特定の開発行為とは、次に掲げる行為で、1団の土地において1ヘクタール以上の規模の土地の形質の変更が行われるものをいいます。

なお、「1団の土地」とは、開発する区域の土地の利用目的、物理的形状等からみて一体と認められる土地の区域をいい、「土地の形質の変更」とは、切土、盛土、整地又はかき起こし等により土地に対して物理力を行使する行為をいいます。

また、特定の開発行為をする土地の区域（以下「開発区域」という。）には、残置する樹林帯、保安用地などを含みます。

① スキー場の建設

「スキー場」とは、スキーコースのほか、リフト、スキーハウス、駐車場等を含めた施設の総体をいいます。

また、新設及び増設スキー場のほか、既設スキー場の改修工事による新たな土地の形質の変更の規模が1ヘクタール以上となる場合も許可が必要となります。

② キャンプ場、乗馬場、射撃場、アーチェリー場、車両競争場の建設

「キャンプ場」とは、テント床、バンガローのほか炊事施設、トイレ、駐車場等を含めた施設の総体をいいます。

「乗馬場」とは、馬場、準備馬場のほか厩舎、駐車場等を含めた施設の総体をいいます。

「射撃場」及び「アーチェリー場」とは、射場のほか、物品庫、駐車場等を含めた施設の総体をいいます。

「車両競争場」とは、自動車、オートバイ、バギー車、自転車等の競争・練習走行や競技会に使用されるコース、コクピットのほか駐車場、管理棟、観客席等の施設の総体をいい、モトクロス練習場等も「車両競争場」に該当します。

また、新設及び増設の施設のほか、既設の施設の改修工事による新たな土地の形質の変更の規模が1ヘクタール以上となる場合も許可が必要となります。

③ 資材置場又は工場用地の造成

「資材置場」とは、建築建設関連等の資材をストックするための用地のことをいい、「工場用地」とは、物を製造・加工・振分等するために必要な機械・器具等及びこれら

を備えた施設を建設するための用地のことで、当該用地を造成するための土地の形質の変更の規模が1ヘクタール以上となる場合は許可が必要となります。

なお、廃棄物は資材には含まれず、廃棄物処理施設は工場には含まれませんので、特定の開発行為に該当しません。

④ 土石の採取

「土石の採取」とは、利用する目的（販売を含む。）をもって土地から土石を切り離し、その土地から土石を開発区域外に搬出する行為をいい、採取区域、堆積場、取付道路などの土地の形質の変更の規模の合計が1ヘクタール以上となる場合は許可が必要となります。

なお、新規の土石の採取のほか、継続して採取することによって土地の形質の変更の規模が1ヘクタール以上となる場合も許可が必要となります。

なお、次に掲げる特定の開発行為は、この条例の適用は受けません。

- ① 保安林等の区域、砂防指定地の区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、海岸保全区域、河川区域及び農業振興地域整備計画に基づく農用地区域内で行う特定の開発行為
- ② 都市計画法第29条第1項又は第2項の許可を受けて行う特定の開発行為
- ③ 宅地造成等規制法第8条第1項本文の許可を受けて行う特定の開発行為
- ④ 採石法又は砂利採取法の認可を受けた採取計画に基づいて行う特定の開発行為
- ⑤ 都市計画法第29条第1項第3号に掲げる建築物の建築の用に供する目的で行う特定の開発行為
- ⑥ 土地区画整理法の認可を受けて行う特定の開発行為又は同法の認可を受けた者が行う特定の開発行為
- ⑦ 旧住宅地造成事業に関する法律の認可を受けて行う特定の開発行為
- ⑧ 新住宅市街地開発法の認可を受けた施行計画に基づいて行う特定の開発行為
- ⑨ 国、道、市町村、規則で定める公社等が行う特定の開発行為。

(2) 許可申請を行う前に

① 事前相談

特定の開発行為を行おうとするときは、あらかじめ許可申請の手続方法、事業計画の内容などについて総合振興局又は振興局（以下「総合振興局等」という。）の環境生活課に相談してください。

② 事前審査の申出

許可申請から審査を経て処分を決定するまでに、相当長期間が見込まれるので、許可等の処分決定の円滑化を図るため、許可申請にさきだって、あらかじめ事業の内容が条例で定める許可の基準に適合するか否かについて事前審査を受けてください。

(3) 許可申請

① 許可申請書等

特定の開発行為の許可申請書等のすべての書類は、当該行為地を管轄する総合振興局長又は振興局長（以下「総合振興局長等」という。）に提出することとなっています。

② 許可申請手数料

特定の開発行為の許可申請及び変更許可申請をする場合は、北海道収入証紙を申請書に貼って納めなければなりません。

(4) 許可後の届出

特定の開発行為の工事着手又は完了したとき、あるいは、着手又は完了の時期の変更、工事の中止又は廃止等をしようとするときは、知事に届出をしなければなりません。

(5) 工事の検査

工事の完了の届出があった場合は、その工事が許可の内容に適合しているかを検査します。

また、工事の中途においても必要な立入検査などを行うことになっています。

(6) 許可に至る手続及び工事完了までの手続

許可に至るまでの手続及び工事完了までの手続は、別表1のとおりです。

(7) 監督処分

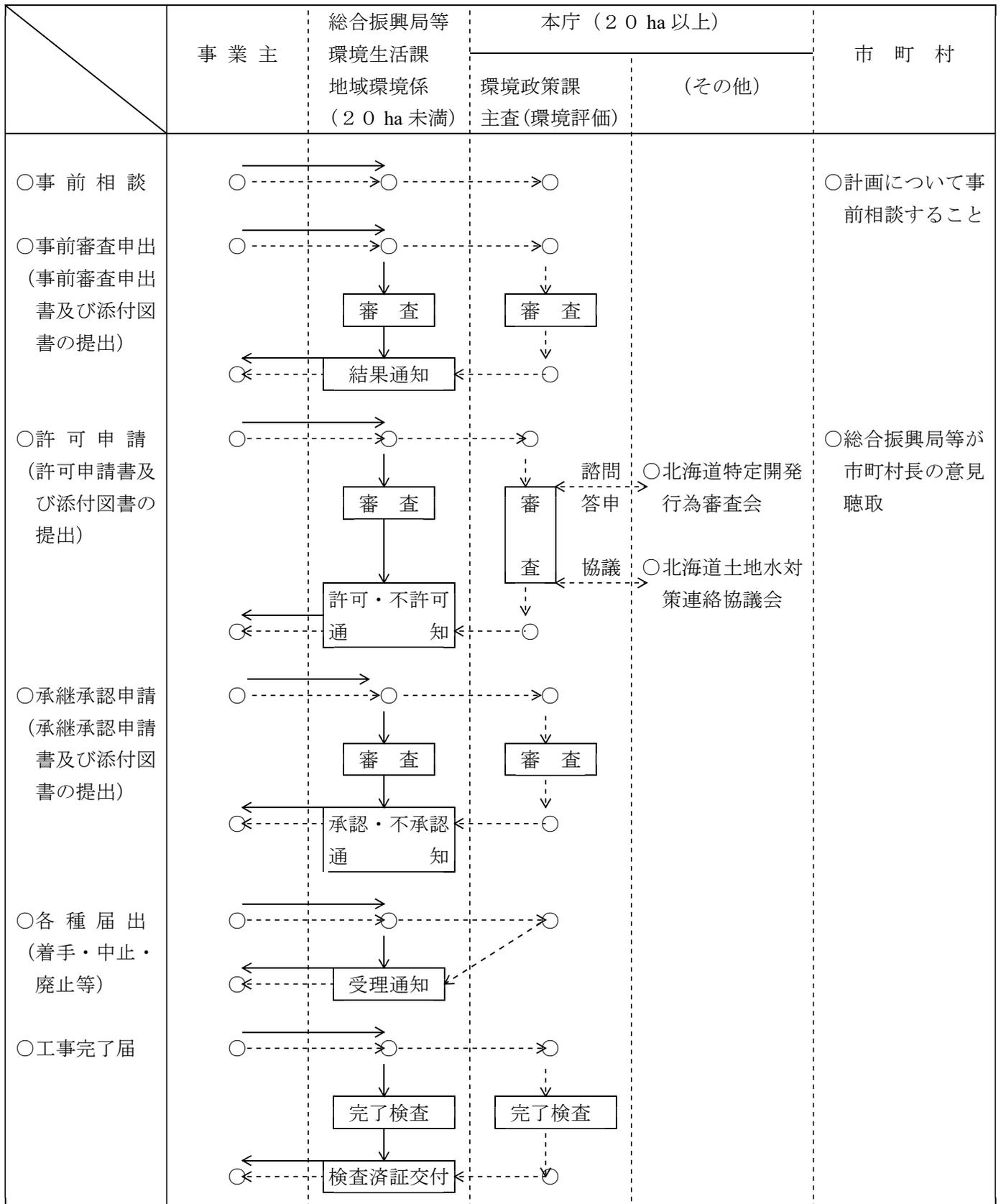
① 詐欺その他不正な手段で許可を受けた場合、許可に附した条件に違反した場合などには、許可を取り消すことがあります。

② 無許可の造成工事、許可条件に違反している工事、許可の内容に適合していない工事などに対しては、工事の中止、原状回復等を命じます。

③ これらの命令に違反した者は、懲役又は罰金に処せられることがあります。

別表1 許可に至るまでの手続及び工事完了までの手続

(総合振興局等処理 → 、本庁処理 ----->)



Ⅱ 事 務 手 続

1 事前審査申出の手続

(1) 事前審査申出の書類及び提出部数は、次のとおりであり、総合振興局長等に提出してください。

- ア 特定の開発行為事前審査申出書 (様式は55ページ)
- イ 特定の開発行為計画概要表 (様式は56ページ)
- ウ 工事工程表及び資金計画 (様式は57ページ)
- エ 開発区域位置図
- オ 計画平面図
- カ その他 条例第30条第2項及び条例施行規則第38条で定めるもののうち、許可申請の際に必要な図書の写し。
- キ 提出部数

区 分	申 出 書 ア 及 び 添 付 図 書 イ ～ オ	その他の添付図書 カ
特定の開発行為の規模が20ha以上	(総合振興局等、本庁) 2部	(本庁) 1部
特定の開発行為の規模が20ha未満	(総合振興局等) 1部	(総合振興局等) 1部

※ 行為地に河川法に定める1級河川指定区間又は2級河川が関係する場合は、添付図書イ～オを1部増やしてください。

(2) 20ヘクタール未満の特定の開発行為については総合振興局等で、また、20ヘクタール以上の特定の開発行為については本庁で処理し、申出者に事前審査の結果通知を行います。

(3) 事前審査の結果通知は北海道自然環境等保全条例に基づく特定の開発行為の許可ではありません。

開発行為の実施に当たっては、結果通知において指摘を受けた事項の改善等を行い、条例の規定に基づく許可申請を行った上で、知事の許可を受けることが必要です。

(4) この事前審査の結果通知後、条例の規定に基づく許可申請までの間において事業計画を変更する場合や、同通知のあった日から起算して2年を経過する日までに正当な理由がなく条例の規定に基づく許可申請を行わない場合は、改めて事前審査申出書を提出してください。

2 許可申請の手続

(1) 許可申請書

- ① 特定開発行為許可申請書（様式は50ページ）及び添付図書の提出部数は3部、（20ヘクタール以上の開発行為については4部）です。
- ② 許可申請は、総合振興局長等に提出してください。
- ③ 20ヘクタール未満の特定の開発行為については総合振興局等で、また、20ヘクタール以上の特定の開発行為については本庁で処分することとなっています。

(2) 許可申請手数料

- ① 特定の開発行為の許可申請には、手数料が必要です。
- ② 手数料は、許可申請をする際に北海道収入証紙をもって納めます。

なお、申請書に証紙を貼ることができない場合は、別紙に所要事項を記載し、かつ、手数料に相当する額面の収入証紙を貼ること。

別 紙

収入証紙貼付用紙	
ち よ う 付 欄	
事	1 手数料の名称
	2 貼付金額 円
項	3 その他の事項

年 月 日申請

申請者 住所

氏名

（用紙寸法 日本産業規格 A 4）

③ 手数料の額は、次のとおりです。

R2. 3. 31 改正 (R2. 4. 1施行)

名 称	区 分 及 び 金 額
特定開発行為許可申請手数料	1 特定の開発行為をする土地の区域の面積が3ヘクタール未満のとき 395,900円 2 特定の開発行為をする土地の区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満のとき 519,700円 3 特定の開発行為をする土地の区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満のとき 678,500円 4 特定の開発行為をする土地の区域の面積が10ヘクタール以上20ヘクタール未満のとき 890,200円 5 特定の開発行為をする土地の区域の面積が20ヘクタール以上50ヘクタール未満のとき 1,071,900円 6 特定の開発行為をする土地の区域の面積が50ヘクタール以上100ヘクタール未満のとき 1,188,200円 7 特定の開発行為をする土地の区域の面積が100ヘクタール以上のとき 1,188,200円に100ヘクタール以上の部分が100ヘクタールに達するまでごとに220,100円を加えた額
特定開発行為変更許可申請手数料	1 特定の開発行為をする土地の区域の変更を伴わないとき 前項の規定により算定された額に10分の1を乗じて得た額(この額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。) 2 特定の開発行為をする土地の区域への新たな土地の編入を伴うとき 変更前の面積につき前項の規定により算定された額に10分の1を乗じて得た額(この額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)と新たに編入する土地の面積につき前項の規定により算出された額とを合算して得た額 3 特定の開発行為をする土地の区域からの当該土地の一部の除外を伴うとき(同時に2に規定する新たな土地の編入を伴うときを除く。) 除外後の面積につき前項の規定により算定された額に10分の1を乗じて得た額(この額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)

(3) 許可申請に当たっての留意事項

申請に係る事業予定期間については、申請者が工事施行計画に基づき記載するものでありますが、事業実施の確実性を判断するため、一般的には、「5年以内」を目安としていますので留意願います。

ただし、「土石の採取」の場合、事業の進行に伴う行為地の状況の変化が大きく、その変化を予測することが一般的には困難であること、工事の態様など、その行為の特殊性を鑑み、概ね「3年以内」としていますので、留意願います。

3 許可、不許可の決定

知事は、特定の開発行為の許可申請があったときは、特定の開発行為が次の基準及び本手引のⅢ技術基準に適合しているか審査し、許可又は不許可の処分を行います。

また、許可処分に当たっては、無秩序な開発を防止するために必要な限度において、条件を付することがあります。

許可の基準は、次のとおりです。

- ① 特定の開発行為をする土地の区域に所在する森林が、当該区域及びその周辺の地域の環境の保全上又は水源のかん養上必要な限度において、適正に保存されるように措置されていること。
- ② 特定の開発行為をする土地が、地盤の軟弱な土地、がけ崩れ、土砂の流出又は出水のおそれが多い土地その他これらに類する土地であるときは、地盤の改良、擁壁の設置等安全上必要な措置が講ぜられていること。
- ③ 特定の開発行為をする土地の区域及びその周辺の地域の道路、河川、水路その他の公共施設等が、環境の保全上、災害の防止上又は通行の安全上支障がないような規模及び構造で適当に配置されるように措置されていること。
- ④ 申請者に当該特定の開発行為を行うために必要な資力及び信用があること。
- ⑤ 工事施行者に当該特定の開発行為に関する工事を完成するために必要な能力があること。
- ⑥ 開発区域内の土地又は当該土地にある工作物につき、当該特定の開発行為の施行の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていること。
- ⑦ 開発区域内の施設設備が接続する公共施設の管理者の同意を得、かつ、当該特定の開発行為又は当該特定の開発行為に関する工事により設置される公共施設を管理することとなる者と協議を了していること。
- ⑧ 特定の開発行為に関する設計に係る設計図書が、次に掲げる資格を有する者により作成されていること。

ア 学校教育法による大学（短期大学を除く。）又は旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学において、土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して2年以上の実務の経験を有する者

イ 学校教育法による短期大学において、土木又は建築に関する修業年限3年の課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して3年以上の実務の経験を有する者

ウ イに該当する者を除き、学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校において、土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して4年以上の実務の経験を有する者

エ 学校教育法による高等学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校において、土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して7年以上の実務の経験を有する者

オ 知事がアからエまでに該当する者と同等以上の知識及び経験を有すると認めたる者

- (ア) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）の大学院若しくは専攻科等に1年以上在学して土木又は建築に関する事項を専攻した後、土木又は建築の技術に関して1年以上の実務の経験を有する者
- (イ) 技術士法（昭和32年法律第124号）による二次試験のうち技術部門を建設部門とするものに合格した者
- (ウ) 建築士法（昭和25年法律第202号）による1級建築士の資格を有する者
- (エ) 土木又は建築の技術に関して10年以上の実務の経験を有する者で建設大臣の認定する宅地造成技術講習を終了した者
- (オ) 測量法（昭和24年法律第188号）による測量士の資格を有する者
- (カ) 建設業法（昭和24年法律第100号）による1級施工技術検定（土木、建築に限る。）に合格した者
- (キ) 土木又は建築の技術に関して10年以上の実務の経験を有する者で建設業法による2級施工技術検定（土木、建築に限る。）に合格した者

⑨ その他

ア 前記④の「申請者の資力及び信用」の判断は、事業資金の調達計画、過去の事業実績等を勘案して行うこととし、次の事項に留意して審査することとしています。

- (ア) 次の書類のうち必要なものを添付させ、審査を行うこと。
 - a 事業者の法人登記事項証明書（道外に住所を有する個人の場合は住民票の写し）、営業の概要（従業員、営業科目、事業所の所在等が記載されたもの）及び決算書（貸借対照表及び損益計算書）
 - b 納税証明書（法人にあっては前事業年度の法人税、個人にあっては前年分の所得税に係るもの）
 - c 主な取引金融機関における最近の預金残高証明書
できる限り処分（許可又は不許可）時点に近いもので、必要と認めるときは、再度提出させること。
 - d 金融機関・親会社等からの融資証明書
親会社等から資金調達を予定している場合は、必要に応じ当該親会社等の預金残高証明書、決算書、登記事項証明書を徴すなど、資力、信用を調査するとともに、取締役会議事録を提出させ、事業者が工事中止等の事態に立ち至った場合、親会社等の資金援助等により、実質的に当該事業を完成させる責任が明らかとなっているなど、その確実性を確かめること。
- (イ) 造成費の資金計画については、原則として次によること。
土石の採取以外の特定の開発行為において造成費の資金計画には、副次的に生じる残土の売払収入を資金調達として見込んでいないこと。

なお、「土石の採取」にあたっては、防災工事、緑化工事費以外の工事費について土石の売払収入による資金調達を見込むことができる。

イ 前記⑤の「工事施行者の工事完成能力」の判断は、工事施行者の資格、信用、当該工事の難易度、過去の事業実績等を勘案して行うこととしています。

ウ 前記⑥の「妨げとなる権利を有する者」とは、土地については所有権・地上権・賃借権、永小作権・抵当権・水利権等を有する者のほか、土地が保全処分の対象となっている場合には、その保全処分をした者を含むものとしています。

また、工作物については、所有権・賃借権・抵当権等を有する者のほか、土地改良施設がある場合は、その管理者を含むものとしています。

4 工事の施行

(1) 着手等の届出

許可後、次に掲げる場合は、着手等の届出書(様式は54ページ)を提出してください。

なお、上記届出書については電磁的記録(電子的方式、磁気的方式、その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)を、105ページに記載の電子メールアドレスに電子メールにより送信して行うことができます。

① 工事に着手又は完了した場合

工事に着手又は完了したときは、1週間以内に着手届出書又は完了届出書を提出してください。

② 工事の着手又は完了の時期を変更しようとする場合

工事の着手又は完了の時期を変更しようとするときは、新たな工事工程表その他必要な書類を添えて1週間前までに変更届出書を提出してください。

③ 工事を中止又は再開しようとする場合

工事を長期間(申請書添付の工事工程表に中止期間が明示されているものを除き、1箇月以上)にわたって中止し、又は当該中止に係る工事を再開しようとするときは、新たな工事工程表その他必要な書類を添えて工事の1週間前までに中止届出書又は再開届出書を提出してください。

④ 工事を廃止しようとする場合

工事を廃止しようとするときは、必要な防災、環境保全等に係る措置を講じた上で、必要な書類を添えて1週間前までに廃止届出書を提出してください。

⑤ 工事施行者を変更しようとする場合

工事施行者を変更しようとするときは、新たな施行者の資格、信用、過去の事業実績等が判断できる資料を添えて、1週間前までに変更届出書を提出してください。

⑥ 申請者の住所、氏名等を変更した場合

特定の開発行為の許可を受けた後、工事が完了するまでの間において、特定の開発行為に係

る住所及び氏名、主たる事務所の所在地及び名称、代表者の氏名を変更した場合は、速やかに特定開発行為変更届出書（様式は61ページ）を提出してください。

⑦ その他

上記②～⑤の届出に当たっては、事前に総合振興局等の環境生活課に連絡し指示を受けてください。

(2) 施行状況報告

特定の開発行為の期間が1年を越える場合は、毎年11月末日現在の特定の開発行為の施行状況を、「特定開発行為施行状況報告書」（様式は63ページ）に出来形概況平面図及び写真を添付して12月末日までに提出してください。

(3) 申請図書と工事現場の状態との不一致、施行条件の変更等の事実を発見した場合

工事の実施に当たり、工事現場の地質、湧水等の状態、施行上の制約等許可申請書に示された自然的又は人為的な施工条件が実際と相違するなど、予期することのできない特別の状態が生じた場合で、やむを得ず伐採、表土の改変その他仮設的工事等に伴う残置森林等に係る土地の改変行為の必要が生じた場合については、速やかに総合振興局等環境生活課に連絡し、指示を受けて、所要の変更に係る手続を行ってください。

(4) 許可標識等の掲示

① 工事に着手したときは、工事現場の見やすい箇所に、検査済証の交付を受ける日まで、特定開発行為許可標識（様式は51ページ）を掲示しなければなりません。

② 開発区域の外郭境界を杭などで明示し、隣接地に支障のないように工事を行うとともに、造成区域の外郭境界に丁張りなどを設置し、施工管理等の徹底を図ってください。

なお、工事の完了までに、開発区域の外郭境界を示す杭は保存してください。

③ 関係者以外の者が開発区域内に容易に侵入できないよう、立入防止柵・危険表示札等を設置してください。

(5) 災害の防止の措置

① 防災工事は、他の造成工事に先行して完成するとともに、防災工事が完了（造成工事の進捗状況に併せた段階的な防災工事の完了を含む）したときは、速やかに防災工事完了届出書（様式は62ページ）を提出し、完了確認を受けてください。

また、防災工事の工程を変更しようとするときは、速やかに連絡し、指示を受けてください。

なお、ここでいう「防災工事」とは、土砂流出防止施設として施行される金網マット柵工などの工事後撤去される仮設的防災工事を含みます。

② 工事中において、大雨警報等により災害が発生するおそれがある場合には、必要な防災措置を講ずるとともに、現に災害が発生した場合には、速やかにその状況と措置した内容について報告してください。

(6) 施工管理等

① 工事管理

工事監督日誌等を作成し工事工程の管理を行ってください。

② 工事使用資材の点検実施について

工事に使用する資材については、製造会社等による強度試験成績表、品質証明書その他資材の品質・規格を証明する納品書等の資料により、その構造上必要な強度及び品質を確保できるかどうかその安全性について確認した上で、使用するとともに、当該資料を整備・保管してください。特に、骨材については、砂に含有する硫黄化合物が、水、空気と接触することにより魚が死ぬ事故が発生していることから十分な注意を行ってください。

(参考) 使用骨材中の可酸化性硫黄分析法

試料20gをガラス容器に入れ、2%過酸化水素水を50mlを加え24時間放置し、ガラス電極法等によりpHを測定する。

◎判定基準：pHが4.0以下であれば酸性硫酸塩土壌と判定する。

③ 不可視部分の工事

工事の完了後、外部から明視できなくなる主要な構造物の施行に当たっては、事前に寸法、配筋その他構造物設計に影響する主要な諸元を明らかにした出来形図等の資料を作成してください。

④ 現場写真撮影

工事の施行状況については、別添の「現場写真撮影要領」(16ページ)により記録してください。

⑤ 施工管理基準等

出来形の規格値及び施工管理基準は、原則として北海道建設部監修の土木工事共通仕様書に定める基準を準用し、施工管理を行ってください。

(7) 事業実施にあたっての周辺環境への配慮について

当該開発行為に伴う騒音、振動、粉塵、地下水の異常等による近隣住民等への影響及び周辺地域の道路、河川、水路その他の公共施設等への影響の防止のため、必要に応じ次に掲げる適切な措置を講ずるようにしてください。

① 近隣住民への影響を考慮して、早朝、夜間の作業は避けること。

② 開発行為に伴い資材等(土砂等を含む。)の運搬が伴う場合のルート選定に当たっては、住民への影響を考慮するとともに、その運搬作業はできるだけ児童、生徒の通学時刻及び早朝、深夜を避けるほか、騒音、振動防止のため運搬車両の走行速度に留意すること。

③ 運搬車両の運行による粉塵防止のため、開発区域から公共道路に至るまでの搬出入道路の散水、清掃その他の措置を講ずること。

④ 開発行為に伴う粉塵を防止するため、地表改変区域等に適宜散水、防塵剤の散布その他の措置を講ずること。

⑤ 開発行為の実施により、開発区域周辺の井戸水、農業用水等に悪影響を与えるおそれがある場合、その防止のために必要な措置を講ずること。

- ⑥ 工事施行のために使用する開発区域外の道路については、使用中は努めて汚損しないようにし、常に清掃補修を実施するとともに、工事完了後は、ただちに使用前の状態に復旧すること。
 - ⑦ 開発区域外の道路について横断管の埋設その他道路の使用に影響を及ぼすような工事を施行する場合にはあらかじめ道路管理者及び所轄警察署長の認可を受けること。
 - ⑧ その他第三者等への損害等の防止上必要な措置を講ずること。
- (8) 「土石の採取」における採取の方法
- 採取工法は原則として「階段採掘法」又は「平面採掘法」によることとしてください。

5 変更の許可

(1) 事前審査

ア 特定の開発行為の許可を受けた後、工事が完了するまでの間において、次に掲げる事項を変更しようとするときは、変更の許可申請を行う前に、特定の開発行為の変更に係る事前審査申出書（様式は60ページ）により、事前審査を受けてください。

- ① 特定の開発行為の種別
- ② 特定の開発行為をする土地の位置、区域及び規模
- ③ 特定の開発行為に係る施設設備の種類及び規模
- ④ 特定の開発行為に関する設計

なお、工事の実施に当たり、工事現場の地質、湧水等の状態、施行上の制約等許可申請書に示された自然的又は人為的な施工条件が実際と相違するなど、予期することのできない特別の状態が生じた場合で、やむを得ず伐採、表土の改変その他仮設的工事等に伴う残置森林等に係る土地の改変行為の必要が生じた場合については、速やかに総合振興局等の環境生活課に連絡し、指示を受けて、所要の変更に係る手続を行うようにしてください。

イ 事前審査があった場合には、許可基準の適合の有無、変更の許可の要否について検討し、その結果を通知します。

(2) 変更許可申請

事前審査の結果通知で変更の許可を受けることが必要とされた場合は、許可の申請手続に準じて変更許可申請書（様式は52ページ）を提出してください。

なお、許可内容の変更のうち、工事の実施に関し通常必要と認められるもの、災害の防止又は環境の保全上特に支障がないと認められるものについては、軽微な変更として変更の許可を受ける必要はありませんが、事前審査結果通知により、その要否を確認してください。

6 工事完了の検査

(1) 完了検査

- ① 工事を完了したときは、完了の日から1週間以内に完了届出書（様式は54ページ）を提出してください。

- ② 完了届には、工事の出来形図（許可内容に基づく設計図に朱書したもの）、完成写真（着手前と完了後の状況を同一地点から撮影したもの）、その他必要な書類を添付してください。
- ③ 完了の届出があった場合には、当該工事が許可の内容に適合しているかどうかを、施行状況全般について現地実測等により検査を実施します。

(2) 検査済証の交付

- ① 完了検査の結果、許可の内容に適合していると認めたときは、「特定開発行為検査済証」を交付します。
- ② 許可を受けた施設は、検査済証の交付を受けてから使用してください。
 なお、特定の開発行為の区域において、一部の区域を使用する目的で当該部分に限り許可を終了する場合は、変更許可後、使用してください。

(3) 修補(改造)工事の施行

完了検査の結果、許可の内容に適合していないと認めたときは、期限を決め、修補(改造)工事の施行を指示します。

なお、当該修補等の工事が完了した場合は、再度検査を行いますので、速やかに修補(改造)工事完了届出書(様式は64ページ)を提出してください。

また、当該届出書については電磁的記録を、105ページに記載の電子メールアドレスに電子メールにより送信して行うことができます。

7 許可に基づく地位の承継

特定の開発行為の許可を承継するときは、知事の承認が必要となりますので、あらかじめ承継の承認申請の手続方法などについて総合振興局等の環境生活課に相談してください。

承認にあたって、前記「3 許可、不許可の決定 ④、⑤、⑥」に掲げる内容について審査を行います。

(1) 承継の承認申請書

- ① 承継の承認申請書(様式は53ページ)及び添付図書の提出部数は1部、(20ヘクタール以上の開発行為については2部)です。
- ② 承継の承認申請書は、総合振興局長等に提出してください。
- ③ 20ヘクタール未満の特定の開発行為については、総合振興局等で、また、20ヘクタール以上の特定の開発行為については本庁で処分することとなっています。

(2) 承継の承認申請手数料

- ① 承継の承認申請には、手数料が必要です。
- ② 手数料は、承継の承認申請をする際に北海道収入証紙をもって納めます。
- ③ 手数料の額は、次のとおりです

H20. 4. 1改正

名 称	区 分 及 び 金 額
-----	-------------

特定開発行為の許可に基づく地位の承継の承認申請手数料	特定開発行為の許可に基づく地位の承継の承認申請のとき 18,600円
----------------------------	---------------------------------------

8 標準処理期間

特定の開発行為許可（変更許可）申請書及び地位の承継の承認申請書が総合振興局長等に到達した日から申請に対する処分を行うまでの標準処理期間は次のとおりです。

標準処理期間には、申請の処理の途中で申請者から申請内容の変更等（申請図書の補正）がある場合等、行政庁の責に属さない事情により変動する期間は含みません。

特定の開発行為許可 （変更許可）申請	20ha未満の場合 （総合振興局等権限）	総期間 30日
	20ha以上の場合 （本庁権限）	総期間 90日
地位の承継の承認申請	総合振興局長等権限により許可した案件の場合	総期間 20日
	本庁権限により許可した案件の場合	総期間 50日

注 標準処理期間には休日を含みません。

現場写真撮影要領

1 撮影の目的

撮影は、工事が適正に施行されたかを後日確認するための資料とすることを目的とし完了検査において明視できない部分、構造物等の安定に著しく影響を与える施行の状況(盛土及び埋戻土の締め、コンクリートの打設養生、鉄筋の組立て、基礎工の建込み・打込み等の施行状況をいう。)を主に記録するものとする。

2 撮影方法

- (1) 造成地全域及び各構造物の設置状況については、着手前と完了後の状況を同一場所から撮影し、対比できるようにすること。
- (2) 工事種別ごとの施行状況及び形状寸法については、次に掲げる事項を撮影すること。
 - ア 構造物の基礎工事及び一連の土工
 - イ 擁壁工の透土工及び水抜工並びに間知石等練積造擁壁の裏込め及び胴込めコンクリート工
 - ウ 無筋及び鉄筋コンクリート構造物のコンクリートの打設養生工又は配筋
 - エ 法面保護工(植樹工を含む。)、整地工(敷均し転圧工を含む。)
 - オ 道路、橋梁工事
 - カ 地盤改良工、盛土補強工、補強土壁工などの特殊工事
 - キ 防災工事その他関連工事

3 注意事項

- (1) 工事の進行に伴い、工事種別ごとに撮影し、工事完了検査までに整理しておくこと。
- (2) 後日明視できない箇所は、その撮影時点を逸しないようにすること。
- (3) 写真は、工事種別ごとに施行順序に従って紙面等に整理し、各写真ごとに略図等を添付するなどして説明を記入すること。
- (4) 撮影には、被写体にスケール、ポール、箱尺等を当て、構造物の寸法が読み取れるようにし、次の事項を記入した小黒板を写し込むこと。
 - ア 工事名 イ 工種 ウ 撮影年月日 エ 位置 オ 設計寸法
 - カ 実測寸法 キ 略図

Ⅲ 技 術 基 準

許可基準を適用するについて必要な技術的細目及びその解説は次のとおりです。

第1 森林に関する事項

[北海道自然環境等保全条例第30条第4項の規定による技術的細目]

(1) 一般的事項

ア 特定の開発行為の目的及び次に掲げる事項を勘案して、当該特定の開発行為をする土地の区域（以下「開発区域」という。）における植物の生育を確保する上で必要な樹木の保存、表土の保全その他必要な措置が講ぜられていること。

(ア) 開発区域の規模、形状及び周辺の状態

(イ) 開発区域内の土地の地形及び地盤の性質

イ 開発区域内に次のいずれかに該当する箇所がある場合には、当該箇所に樹林地が存置されていること。

(ア) 崩壊又は地すべりのおそれのある箇所

(イ) 傾斜度が25度以上の箇所であって、その斜面がおおむね25メートル以上連続するもの

(ウ) 植生の回復が困難な樹林地

ウ 水源地等の周囲には、適切に樹林地が存置されていること。

エ 開発区域内における無立木地のうち必要があるものについては、植樹その他植生の回復に必要な植栽等が計画的に講ぜられるように措置されていること。

(2) 個別的事項

ア スキー場

(ア) 開発区域内の樹林は、その伐採を最小限にとどめるとともに、原則として、開発区域の面積の40パーセント以上の面積（災害の防止又は環境の保全上特に必要がある場合は、それに相応する面積）の土地が樹林地として配置されていること。

(イ) 土砂の崩壊、浸食、雪崩等の災害の生ずるおそれのあるところは、樹林が原状のまま保存されていること。

(ウ) 皆伐する箇所にあつては、笹、低木、下草等の地被を存置し、できる限り表土の改変を行わないこと。

(エ) 整地を行った箇所は、地形、土壌、自然植生等の条件を考慮の上、植栽等の緑化措置が講ぜられていること。

(オ) 開発区域の内周辺には、おおむね20メートル以上の樹林帯が配置されていること。

イ 工場用地

特定の開発行為の目的及び次に掲げる事項を勘案して、開発区域及びその周辺の地域の環境の保全上必要な緑地帯その他の緩衝帯が設置されていること。

(ア) 開発区域の規模、形状及び周辺の状態

(イ) 開発区域内の土地の地形及び地盤の性質

[解説等]

1 樹林地について

樹林地とは、一般的に樹木が群落をなしている土地をいうものであるが、ここではより広く解釈し、樹木が散生している土地を含むものとする。

- 2 崩壊又は地すべりのおそれのある箇所について
崩壊又は地すべりのおそれのある箇所とは、地形図等の既存の資料、周辺における過去の災害の実例、地形、地質及び生育する樹木等から総合的に判断できる箇所をいう。
- 3 植生の回復が困難な樹林地について
植生の回復が困難な樹林地とは、岩石地、著しい風衝地、湿性地その他樹木の生育が困難な土地をいう。
- 4 水源地等の周囲に存置する樹木について
水源地の周囲に存置する樹林は、地形、地質、樹林の種類及び密度等周辺の状況を総合的に勘案して適当な規模で配置すること。
- 5 無立木地等における植栽密度について
無立木地等に新たに樹林地を造成する場合の植栽密度は、1,500～3,000本/ヘクタールを標準とする。
- 6 樹林地の面積について
樹林地の面積は、林縁木の樹冠の外側を結んで囲まれた土地の面積をいう。
- 7 個別的事項における樹林地の配置について
スキー場の建設、工場用地の造成に当たっては、災害の防止上又は環境の保全上の観点から、開発区域内の既存の樹林地をできるだけ多く保存するとともに、植樹を含め全域にわたり樹林地を適切に配置する必要があるが、規則別表の運用に当たっては、開発行為の種類、規模、開発区域の立地環境等を総合的に勘案して、基準を若干下回ることがあっても真に止むを得ないものである場合には、その例外もありうるということである。
- 8 スキー場の建設における樹林帯の配置について
スキー場の建設に当たっては、周辺の環境に与える影響を最小限に止めるよう内周辺に植樹を含め樹林帯を配置する必要があるが、規則別表の運用に当たっては、開発区域内の立地環境、樹林の保存の状況等からみて基準以下であっても差し支えないと判断される場合には、これらの事情を勘案するということである。なお、「おおむね」の適用に際しては、個別具体的事案に即して慎重に判断する必要がある、単にコースレイアウトやコース監修上の理由での適用は認められないものである。
- 9 樹林地の管理について
樹林地は、工事の完成後も樹林地として適正に管理されるよう事業者と市町村長との間でその管理に関する協定等があらかじめ締結されることが必要であること。

第2 地盤及び擁壁に関する事項

[北海道自然環境等保全条例第30条第4項の規定による技術的細目]

- (1) 開発区域内の地盤が軟弱である場合には、地盤の沈下又は開発区域外の地盤の隆起が生じないように、土の置換え、水抜きその他の措置が講ぜられていること。
- (2) 開発行為によつてがけが生ずる場合には、がけの上端に続く地盤面は、特別の事情がない限り、そのがけの反対方向に雨水その他の地表水が流れるように、勾配その他の措置が講ぜられていること。
- (3) 切土をする場合において、切土をした後の地盤に滑りやすい土質の層があるときは、その地盤に

滑りが生じないように、くい打ち、土の置換えその他の措置が講ぜられていること。

- (4) 盛土をする場合には、盛土に雨水その他の地表水の浸透による緩み、沈下又は崩壊が生じないように、締固めその他の措置が講ぜられていること。
- (5) 著しく傾斜している土地（水平面に対し 18 度 30 分以上）において盛土をする場合には、盛土をする前の地盤と盛土とが接する面が滑り面とならないように、段切りその他の措置が講ぜられていること。
- (6) 水源を地下水とする場合には、取水により周辺地域の地下水及びゆう水の枯渇又は地盤の沈下が生じないように措置が講ぜられていること。
- (7) 特定の開発行為によって生じたがけ面は、崩壊しないように、擁壁の設置、石張り、芝張り、モルタルの吹付けその他の措置が講ぜられていること。
- (8) 切土をした土地の部分に生ずる高さが 2 メートルを超えるがけ、盛土をした土地の部分に生ずる高さが 1 メートルを超えるがけ又は切土と盛土とを同時にした土地の部分に生ずる高さが 2 メートルを超えるがけのがけ面は、擁壁で覆わなければならない。ただし、切土をした土地の部分に生ずることとなるがけ又はがけの部分で、次のいずれかに該当するものがけ面については、この限りでない。

ア 土質が次の表の左欄に掲げるものに該当し、かつ、土質に応じ勾配が同表の当該中欄に定める角度以下のもの。

土 質	擁壁を要しない勾配の上限	擁壁を要する勾配の下限
軟岩 (風化の著しいものを除く。)	6 0 度	8 0 度
風化の著しい岩	4 0 度	5 0 度
砂利、真砂土、ローム、硬質粘土 その他これらに類するもの	3 5 度	4 5 度

- イ 土質がアの表の左欄に掲げるものに該当し、かつ、土質に応じ勾配が同表の中欄の角度を超え、同表の右欄に定める角度以下のもので、その上端から下方に垂直距離 5 メートル以内の部分。この場合において、アに該当するがけの部分により上下に分離されたがけの部分があるときは、アに該当するがけの部分は存在せず、その上下のがけの部分は連続しているものとみなす。
- (9) (8)の規定の適用について、小段等によって上下に分離されたがけがある場合において、下層のがけ面の下端を含み、かつ、水平面に対し 30 度の角度をなす面の上方に上層のがけ面の下端があるときは、その上下のがけを一体のものとみなす。
- (10) (8)の規定は、土質試験等に基づき地盤の安定計算をした結果がけの安全を保つために擁壁を設置する必要がないことが確かめられている場合には適用しない。
- (11) 設置する擁壁は、鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造又は間知石練積造その他の練積み造で措置されていること。
- (12) 擁壁の構造については、宅地造成等規制法施行令（昭和 37 年政令第 16 号）第 7 条から第 10 条まで及び第 14 条の規定を準用し、措置されていること。
- (13) 特定の開発行為によって生ずるがけのがけ面は、擁壁で覆う場合を除き、風化その他の侵食が生じないように、石張り、芝張り、モルタルの吹付けその他の措置が講ぜられていること。

(14) 切土又は盛土をする場合において、地 表水等によりがけ崩れ又は土砂の流出が生ずるおそれがあるときは、その地表水等を排除するよう措置がされていること。

[解説等]

1 「がけ」について

「がけ」とは、高さが1メートル以上、かつ、がけ面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外のものをいう。

2 「切土高」及び「盛土高」について

「切土高」及び「盛土高」とは、それぞれ全切土及び盛土法面の法尻高と法頭高との差（垂直距離）をいう。

3 切土法面の勾配について

切土法面の勾配は、切土高、法面の土質等に応じて適切に設定するものとし、そのがけ面は、原則として擁壁で覆わなければならない。ただし、次表に示す法面は、擁壁の設置を要しない。

法面の土質	切土高	
	① 高さ ≤ 5m	② 高さ > 5m
軟岩（風化の著しいものは除く）	80度（約1:0.2）以下	60度（約1:0.6）以下
風化の著しい岩	50度（約1:0.9）以下	40度（約1:1.2）以下
硬質粘土、ローム、砂利、真砂土、 その他これらに類するもの	45度（1:1.0）以下	35度（約1:1.5）以下
上記以外の土質	30度（約1:1.8）以下	30度（約1:1.8）以下

注) 3行目の「その他これらに類するもの」とは、切土した場合がけ面の崩壊に対する安全性が砂利、真砂土、ローム、硬質粘土と同程度であること、即ち土の粘着力及び内部摩擦角がこれらと同等程度のものをいう。例えば、火山灰の風化堆積土などがこれに該当する。

なお、次のような場合には、切土法面の安定性の検討を十分に行った上で勾配を決定すること。

(1) 切土高15メートルを超える場合

(2) 法面が、割れ目の多い岩や流れ盤である場合（片岩、チャート、粘板岩、蛇紋岩、安山岩、花崗岩等）

(3) 法面が風化の速い岩である場合（新第三世紀の泥岩、頁岩、凝灰岩、蛇紋岩等）

(4) 法面が浸食に弱い土質である場合（真砂土、シラス、山砂、砂礫層等）

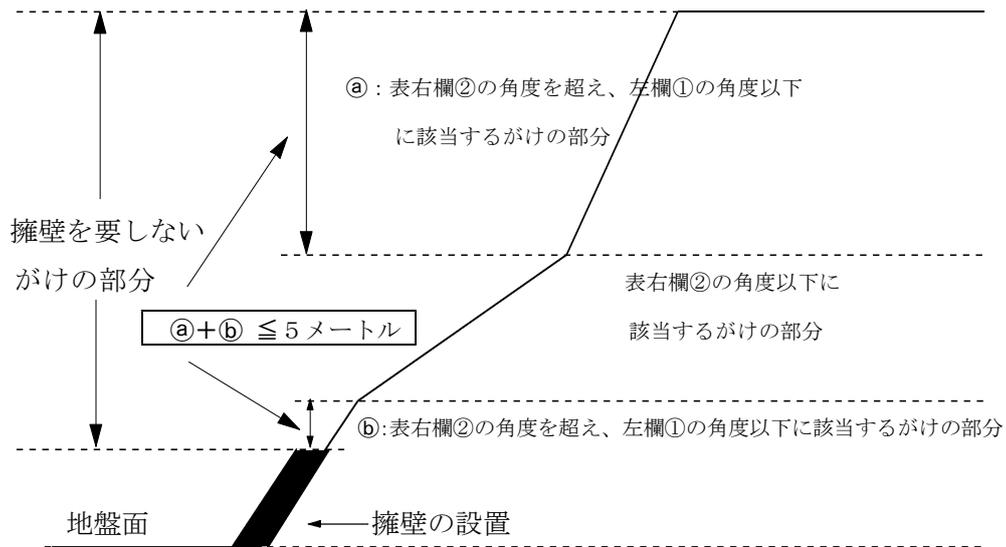
(5) 法面が崩積土等である場合

(6) 法面に湧水等が多い場合

(7) 法面及びがけの上端部に雨水が浸透しやすい場合

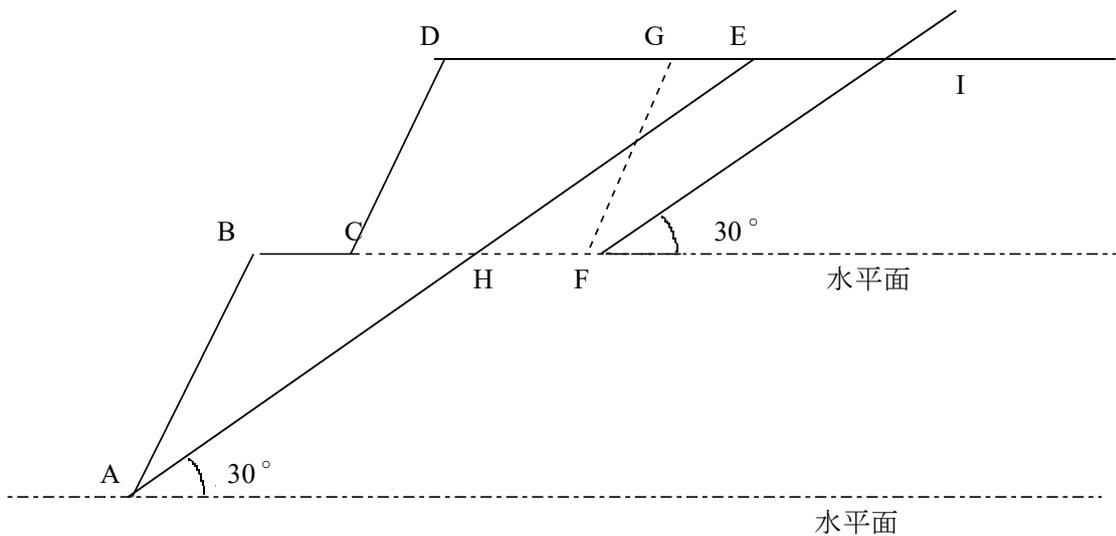
※ 擁壁の設置を要しないがけの部分

表右欄②の角度以下に該当するがけの部分があって、その上下に表右欄②の角度を超え、表右欄①の角度以下に該当するがけの部分があるときは、間にあるがけの部分は存在せず、その上下のがけは連続しているとみなし、そのがけの上端から下方に垂直距離5メートルを超える部分は擁壁を設けること。



4 連続しているとみなすがけについて

がけは、その途中に、小段、道路、建築敷地等を含んで上下に分離されている場合が多い。このような場合は、次図に示すように下層のがけ面の下端を含み、かつ、水平面に対して30度の角をなす面を想定し、その面に対して上層のがけ面の下端がその上方にあるときは、その上下のがけは連続しているとみなす。



この図でABCDEで囲まれる部分是一体のがけとみなされ、ABC FG Eで囲まれる部分是一体のがけとみなされず、それぞれABCH及びFGEIの別々のがけとみなされる。

5 切土法面の形状について

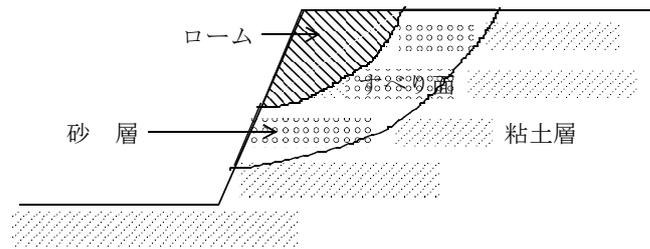
- (1) 切土高が10メートルを超える場合には、原則として高さ5メートル以内ごとに幅1.0ないし2.0メートル程度の小段を設けること。
- (2) 切土法面の形状には、単一勾配の法面と、土質により勾配を変化させた法面とがあるが、その採用にあたっては、法面の土質状況を十分に勘察し、適切な形状とすること。

6 切土をする場合の措置について

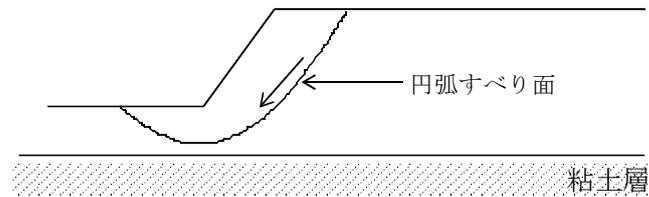
切土をした後の地盤のすべりには次に掲げる場合が考えられるので、切土をした断面をよく観察し、粘土層のような水を通しに難しく、かつ、軟弱な土層があればその層の厚さ及び層の方向を確か

めるなどして、くい打ち、土の置きかえ等防災上の措置を講ずること。

- (1) 地盤が次図のように異なる土質の層によって構成されている場合



- (2) 地盤が次図のように単一の土質によって構成されている場合



7 「土石の採取」に係る留意事項について

- (1) 最大切土高

最大切土高は、現況地形等を勘察し、災害防止の見地からおおむね15メートル以下とすること。

ただし、土質試験等に基づき切土法面の安定解析を行った結果又は隣接地における既往の法面の状態などを勘察して、切土法面の安定性が確保されるなど災害発生のおそれがないと認められる場合は、この限りではない。

- (2) 保安距離

隣接地、公共物（道路・河川・用排水路・消防の用に供する貯水施設・鉄軌道用地・送電用鉄塔・その他公共の用に供する施設をいう。）、家屋等の隣接物の崩壊等を防止するため、「土石の採取」に伴う採取区域、土石の堆積場、防災施設などから、次に定める一定の距離（以下「保安距離」という。）を確保すること。ただし、取付道路であって、隣接物の崩壊等の防止上特に必要がないと認められる場合は、この限りではない。

ア 隣接地との保安距離は、原則として2メートル以上確保するものとする。

イ 公共物、家屋等の特に災害防止の必要性が大きい隣接物の場合

(ア) 切土高5メートル未満の場合は、原則として切土高と同程度以上の保安距離を確保するものとする。

(イ) 切土高5メートル以上の場合は、原則として5メートル以上の保安距離を確保するものとする。

ウ ア、イによることが隣接物の崩壊等の防止上不適当な場合は、個別の事案毎に必要と認められる保安距離を確保するものとする。

8 盛土法面の勾配について

盛土法面の勾配は、盛土高や盛土材料の種類等に応じて適切に設定するものとし、原則として30度（約1:1.8）以下とすること。

なお、次のような場合には、盛土法面の安定性の検討を十分に行った上で勾配を決定すること。

- (1) 盛土高 15 メートルを超える場合
- (2) 盛土が地山からの湧水の影響を受けやすい場合（谷間を埋める盛土等）
- (3) 盛土箇所の原地盤が不安定な場合（軟弱地盤、地すべり地等）
- (4) 盛土が崩壊すると隣接物に重大な影響を与えるおそれがある場合（住宅等の人の居住する施設が隣接している等）

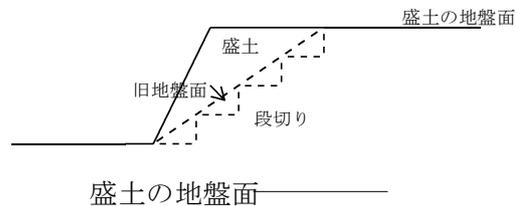
9 盛土法面の形状について

盛土高が 5 メートルを越える場合には、原則として高さ 5 メートル以内ごとに 1.0 メートルないし 2.0 メートル程度の小段を設けること。

10 盛土をする場合の措置について

(1) 段切等について

著しく傾斜した地盤に盛土をする場合には、盛土をする前の地盤と盛土とが接する面がすべり面とならないように、雑草、樹木その他有機質土を除去するとともに次図に示すような段切を行って、連続した弱い傾斜層を作らないようにすること。また、この際切取った有機質土は盛土の表面における植生用以外に利用してはならない。



(2) 地盤の改良について

地盤が軟弱な場合には、石、れき、砂等を投入して地盤を硬化させるほか、その層を掘取って土質のよいものと取替える等の措置を講ずること。

(3) 谷筋等の傾斜地における盛土について

谷筋等の傾斜地の盛土をする場合は、必要な箇所に蛇籠えん堤、コンクリートえん堤、枠等を埋設し、盛土の下端の部分にすべり止めの擁壁を設置すること。

(4) 低湿地における盛土について

低湿地における盛土をする場合には、暗渠、排水トンネルその他の適切な方法により地下水を排除すること。

(5) 盛土法面の保護について

盛土法面の保護について、張芝、筋芝等の適切な措置を講ずること。

11 擁壁によっておおわれないがけ面の保護（法面保護工）について

法面保護工は、法面の勾配、土質、気象条件、保護工の特性及び将来の維持管理等について総合的に勘案し、経済性・施工性にすぐれた工法を選定するものとする。

(1) 植生工による法面保護工については、次表を目安とすること。

植生工の工法選定例

地 質	法面勾配 (度)	土壌の 肥沃度	土壌硬度 (mm)	草本による緑化 (外来草種+在来草種)	木本と草本の混播に よる緑化
土 砂	45 未満	高い	23 未満 (粘性土)	種子吹付工、張芝工、植生マット工、筋芝工、植生筋工	種子吹付工 (盛土で 使用)、客土吹付工
		低い	27 未満 (砂質土)	種子吹付工、張芝工、植生筋工、植生マツト工、筋芝工、土のう工 (以上追肥の必要がある)、厚層基材吹付工 (厚さ 3 ~ 5 cm)	客土吹付工 (厚さ 1 ~ 2 cm)
	45 以上 60 未満	—	23 以上 (粘性土) 27 以上 (砂質土)	植生穴工 (追肥の必要がある) 厚層基材吹付工 (厚さ 3 ~ 5 cm)	植生穴工 (客土吹付) 厚層基材吹付工 (厚さ 5 cm以上)
節理の多い 軟岩・硬岩	—	—	—	客土吹付工 (厚さ 2 ~ 3 cm、追肥の必要がある) 厚層基材吹付工 (厚さ 3 ~ 5 cm)	客土吹付工 (厚さ 2 ~ 3 cm)
節理の少ない 軟岩硬岩				厚層基材吹付工 (厚さ 5 cm以上)	

注) 1 客土吹付工と厚層基材吹付工は原則として金網張工を併用する。

2 厚層基材吹付工の厚さは、有機質基材を使用した場合の値である。

なお、植生工の設計・施工にあたっては次の点に留意すること。

ア 法面勾配が 40 度 (約 1:1.2) 程度を越えると、植生工のみでは法面の浸食や表層崩壊のおそれがあるため、被覆工 (そだ、わら、むしろ等)、編柵工等を施すなどして、特に発芽成育初期段階での滑落防止を図る必要があること。

イ 法面の土質は、客土、土壌改良、施肥等を行うなどして、植物の成育に適した土壌とすること。

ウ 植物の種類は、活着性がよく、成育の早いものを選定すること。

なお、植樹を行う場合にあつては、現地に適した樹種を選定すること。

エ 施工時期は、植物の種類、施工方法、気象条件、標高等を十分勘案のうえ、可能な限り早い時期に施工すること。

オ 発芽・成育を円滑に行うために、条件に応じた適切な補助工法を併用すること。(浸食防止、乾燥防止、排水処理、保温対策等)

(2) 構造物による法面保護工については、次表を目安とすること。

構造物による法面保護工の選定の目安

		使用目的					地山条件					備考	
		浸食防止	風化防止	落石防止			岩	土砂	破砕帯	地すべり地	植生不良土		
プレキャスト 枠工	土砂詰め	○	△	×	○	×	×	△	○			◎	1:1.0以上の急こう配…土砂落下に注意
	ブロック詰め	★	○	△	○	×	×	×	○			○	1:0.8以上の急こう配に最適
モルタル、コンクリート吹付工		★	◎	◎	○	×		○	×	△	×	○	美観上に問題あり 湧水処理に配慮
石張・ブロック張工		★	◎	○	○	×	△	○	○	△			
編 柵 工		◎		△	×			×	○				浸食防止に限度あり
のり面じゃかご工		○			×	○	△	×	○	○	◎		
現場打ちコンクリート枠工		★	△	○	×	○	○	○	○	○			中詰め材の選定に配慮
コンクリート張工		★	○	○	○	×	○	○	○	○			もたれ擁壁工も同じ

[凡例]

- ◎…特に適していると思われるもの
- …一部の例外を除いて適していると思われるもの
- △…適するケースと適さないケースがあるもの
- ☆…間接的な効果があるもの
- ★…本来の目的ではないが効果があるもの
- ×…適用しない方が好ましいもの

なお、構造物による法面保護工は、次の点に留意して適用すること。

ア 法面の安定勾配は確保できず、植生による法面保護工だけでは、法面の長期的安定の確保が困難な場合。

イ 法面の安定勾配は確保できるが、長期的に風化、浸食、崩壊等を防止する必要がある場合

ウ 岩盤、硬度の高い（土壌硬度が砂質土では27ミリメートル、粘性土では23ミリメートルを超えるもの）土壌、強酸性（pH4以下のもの）の土壌（条件工法によっては植生可能）、日照りの乏しい法面（植物の種類による）、比較的勾配が急で、浮石・転石の多い法面、湧水の多いの面など植生による法面保護工が適当でない場合

(3) 法面排水（小段排水、上部排水、下部排水、縦排水）について

ア 法面排水施設の設置の要否は、次により判断すること。

- (ア) 法面が相当長くなる場合
- (イ) 法面に湧水（浸透水を含む）又は湧水のおそれの箇所がある場合
- (ウ) 法面が浸食されやすい土質（砂質土、火山灰等）の場合
- (エ) その他法面を流下する地表水を速やかに排除する必要がある場合（法面の上下又は下に
存する施設、作工物等の保全対象物を総合的に勘案し、その要否を検討すること。）

イ 法面を流下する表面排水は、法肩及び小段に排水施設を設けて排水すること。

ウ 浸透水は地下の排水施設により速やかに地表の排水施設に導き排水すること。

エ 法面排水施設の流末は、十分な排水能力のある排水施設に接続すること。

オ 排水施設を設置する場合の小段の縦断勾配は0.3ないし5パーセント程度を標準とする。

カ 排水施設を設置する場合の小段の横断勾配は、法面の勾配と逆方向に5パーセント程度の勾配をつけること。

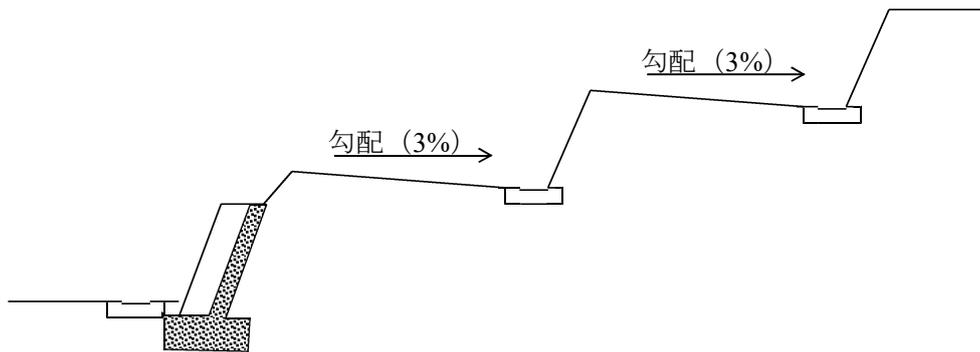
キ 排水施設の断面、構造等については、「第5排水に関する事項」を参考とするほか、現地
の状況により適切に決定すること。

(4) がけの上端に続く地盤面に対する措置について

がけの上端に続く地盤面は、次に掲げる場合を除き、がけの反対方向に雨水その他の地表
水が流れるよう次図に示すような勾配をとること。

ア がけの上端にある余盛の傾斜面又はがけとがけとの間に小段がある場合

イ がけの面に堅溝等をもって雨水等の地表水を排水できるような場合



12 間知石等練積造擁壁について

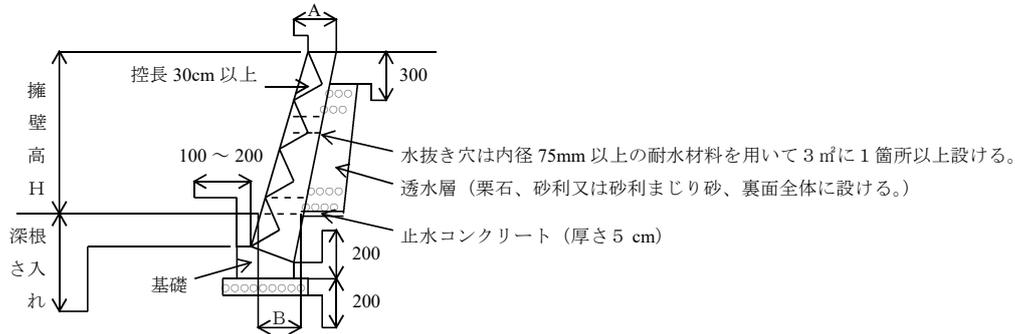
(1) 擁壁断面について

擁壁の勾配、高さ及び下端（擁壁の前面の下部が地盤面と接する部分）部分の厚さ（次図
の示すB）が土質に応じ次表の基準に適合し、かつ、上端の厚さ（次図に示すA）が、次表
の土質分類の第1種又は第2種に該当する場合は40センチメートル以上、その他のものであ
るものである場合は70センチメートル以上であること。

土 質		擁 壁		
		勾 配	高 さ H	下端部分の厚さ B
第 一 種	岩、岩屑、 砂利まじり砂	70° をこえ 75° 以下	2m 以下 2m をこえ 3m 以下	40 cm以上 50 cm以上
		65° をこえ 70° 以下	2m 以下 2m をこえ 3m 以下 3m をこえ 4m 以下	40 cm以上 45 cm以上 50 cm以上
		65° 以下	3m 以下 3m をこえ 4m 以下 4m をこえ 5m 以下	40 cm以上 45 cm以上 60 cm以上
第 二 種	硬質粘土その他 これらに類する もの	70° をこえ 75° 以下	2m 以下 2m をこえ 3m 以下	50 cm以上 70 cm以上
		65° をこえ 70° 以下	2m 以下 2m をこえ 3m 以下 3m をこえ 4m 以下	45 cm以上 60 cm以上 75 cm以上
		65° 以下	2m 以下 2m をこえ 3m 以下 3m をこえ 4m 以下 4m をこえ 5m 以下	40 cm以上 50 cm以上 65 cm以上 80 cm以上
第 三 種	その他の土質	70° をこえ 75° 以下	2m 以下 2m をこえ 3m 以下	85 cm以上 90 cm以上
		65° をこえ 70° 以下	2m 以下 2m をこえ 3m 以下 3m をこえ 4m 以下	75 cm以上 85 cm以上 105 cm以上
		65° 以下	2m 以下 2m をこえ 3m 以下 3m をこえ 4m 以下 4m をこえ 5m 以下	70 cm以上 80 cm以上 95 cm以上 120 cm以上

- 注) 1 勾配は、擁壁の上端と下端を含む面が水平面となす角度をいい、高さとは擁壁の上端と下端（擁壁の前面の下部が地盤面と接する部分）との垂直距離をいう。
- 2 擁壁の厚さは、擁壁を構造する組積材の部分及び裏込めコンクリートの部分を水平に測った場合の厚さをいうものである。
- 3 上表において想定したがけの状況は、擁壁上端に続く地表面が水平で、当該擁壁に作用する載荷重は平方メートル当たり 0.5 トン程度のものであることから、これを超えるような場合には、土圧等の外力を十分調査の上構造の安全性を検討する必要がある。
- 4 3の「これを超えるような場合」とは、擁壁肩部が兼用道路で輪荷重（道路土工擁壁工指針〔H11.3〕では擁壁の載荷重として平方メートル当たり 1 トンを考慮することとされている。）が擁壁の安定に著しく影響する場合、豪雪地帯の場合（道

路橋示方書・同解説下部構造編〔H6〕では雪の平均単位重量は一般に立方メートル当たり 0.35 トンとされている。) 等が考えられる。



(2) 組積材及び裏込等について

擁壁の組積材は、控長（組積材の面に対して垂直方向の長さ）を 30 センチメートル以上としコンクリートを用いて一体の擁壁とし、かつ、その背面に次表により栗石、砂利又は砂利まじり砂で有効に裏込めすること。

擁壁高による裏込厚

擁壁高 (m)	裏込厚 (cm)					
	良質土		普通土		悪質土	
	上端厚	下端厚	上端厚	下端厚	上端厚	下端厚
0.5	20	24	30	35	40	46
1.0	20	29	30	40	40	51
1.5	20	33	30	45	40	57
2.0	20	37	30	50	40	63
2.5	20	41	30	55	40	69
3.0	20	46	30	60	40	74
3.5	20	50	30	65	40	80
4.0	20	54	30	70	40	86
4.5	20	59	30	75	40	91
5.0	20	63	30	80	40	97

(3) はらみ出し等に対する措置について

(1)、(2)によってなお、はらみ出しその他の破壊のおそれのあるときは、適当な間隔に鉄筋コンクリート造の控え壁を設けたり、擁壁の断面を増す等の措置を講ずること。

(4) 根入深さ及び基礎について

擁壁を岩盤に接着して設置する場合を除き、擁壁の根入れ深さは、基礎地盤の土質が前表の第 1 種又は第 2 種の場合は擁壁の高さの 1 割 5 分（その値が 35 センチメートルに満たないときは 35 センチメートル）以上、その他の場合は 2 割（その値が 45 センチメートルに満たないときは 45 センチメートル）以上とし、かつ、擁壁のすべり及び沈下に対して安全な基礎（基礎杭により安全性を確保したのを含む。）を設けること。

13 鉄筋コンクリート又は無筋コンクリート造の擁壁について

(1) 安全性の検討について

鉄筋コンクリート又は無筋コンクリート造の擁壁の設計に当たっては、土質条件、荷重条件等の設計条件を的確に設定した上で、次の事項について擁壁の安全性を確かめること。

ア 擁壁の破壊に対する安定性

土圧、水圧、及び自重（以下「土圧等」という。）等によって擁壁の各部に生じる応力度が、擁壁の材料である鋼材又はコンクリートの許容応力度を超えないこと。

イ 転倒に対する安定性について

土圧等による擁壁転倒モーメントが、擁壁の安定モーメントの3分の2以下であること。

ウ 基礎のすべりに対する安定性について

土圧等による擁壁のすべり出す力が擁壁の基礎の地盤に対する最大摩擦抵抗力その他の抵抗力の3分の2以下であること。

エ 擁壁の沈下に対する安定性について

土圧等によって、擁壁の地盤に生じる応力度が当該地盤の許容応力度を超えないこと。ただし、基礎杭を用いた場合においては、土圧等によって基礎杭に生じる応力が基礎杭の許容支持力を超えないこと。

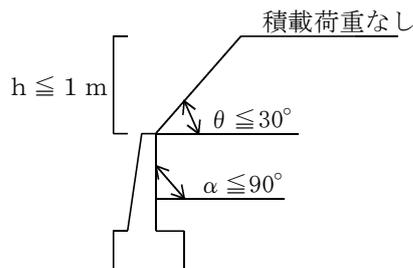
(2) 設計条件の設定について

擁壁の設計に当たっては、土の単位体積重量、内部摩擦角等の土質条件、自重、積載荷重、土圧等の荷重条件及び鋼材・コンクリート等の許容応力度などを的確に設定すること。

ア 土圧等については、実情に応じて計算された数値とする。ただし、盛土の場合の土圧については、土質に応じて次表による単位体積重量及び土圧係数を用いて計算された数値を用いることができること。

土 質	単位体積重量	土 圧 係 数
砂 利 又 は 砂	18 kN/m ³	0.35
砂 質 土	17 kN/m ³	0.40
シルト、粘土又はそれらを多量に含む土	16 kN/m ³	0.50

注) 上表の土圧係数は、背面土の勾配を90度以下、余盛等の勾配及び高さをそれぞれ30度以下及び1メートル以下とし、かつ、擁壁の上端に続く地盤等には積載荷重はないものとしている。



イ 擁壁の基礎の地盤に対する最大摩擦抵抗力その他の抵抗力については、実情に応じて計算された数値とする。ただし、地盤の土質に応じて次表による数値を用いることができる。

土 質	摩 擦 係 数
岩、岩屑、砂利又は砂	0.5
砂 質 土	0.4
シルト、粘土又はそれらを多量に含む土 (擁壁の基礎底面から少なくとも 15 cm までの土を砂利又は砂に置き換えた場合に限る。)	0.3

ウ 鋼材及びコンクリートの許容応力度は次表によるものとする。

鋼材の種類		許容応力度			
		長期応力に対する許容応力度			
		圧 縮	引 張	剪 断	付 着
鉄 筋 (丸 網)		160kN/mm ²	160kN/mm ²	—	—
異形鉄筋	呼径φ28mm以下	220kN/mm ²	220 kN/mm ²	—	—
	呼径φ28mm超過	200kN/mm ²	200kN/mm ²	—	—
コンクリート		4 週 圧縮強度の 1/3	4 週圧縮強度のそれぞれ 1/30	0.7N/mm ² (軽量骨材使用 は 0.6N/mm ²) 又 は実験及び計 算による値	

エ 地盤の許容応力度及び基礎杭の許容支持力については、建設大臣が定める方法等によって行った地盤調査による数値又は次表による数値によること。

地 盤	長期応力に対する許容応力度
岩 盤	1000kN/m ²
固 結 し た 砂	500kN/m ²
土 丹 盤	300kN/m ²
密 実 な 礫 層	300kN/m ²
密 実 な 砂 質 地 盤	200kN/m ²
砂 質 地 盤	50kN/m ²
堅 い 粘 土 質 地 盤	100kN/m ²
粘 土 質 地 盤	20kN/m ²
堅 い ロ ー ム 層	100kN/m ²
ロ ー ム 層	50kN/m ²

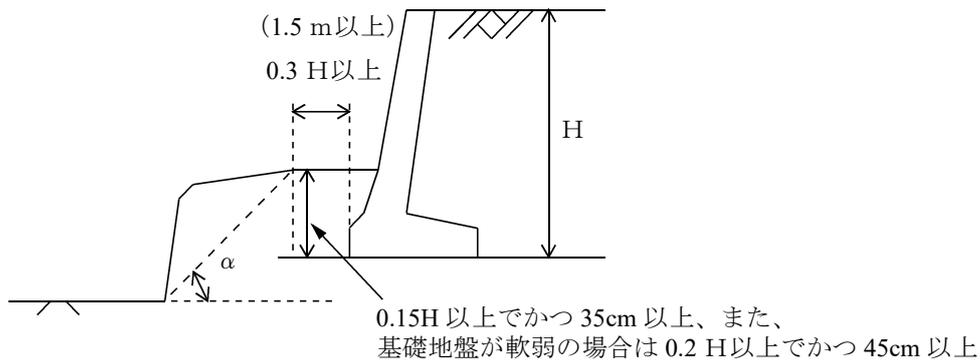
14 擁壁に係る一般的事項について

(1) がけ面又はがけ上に設置する擁壁の位置について

がけ面又はがけ上に擁壁を設置する場合は、がけ面又は下部地盤となるがけの下端より土質に応じ 次表による角度の勾配の線より、擁壁前面まで擁壁の高さの3割（その値が1.5メートルに満たないときは1.5メートル）以上の水平距離をとり、設置すること。

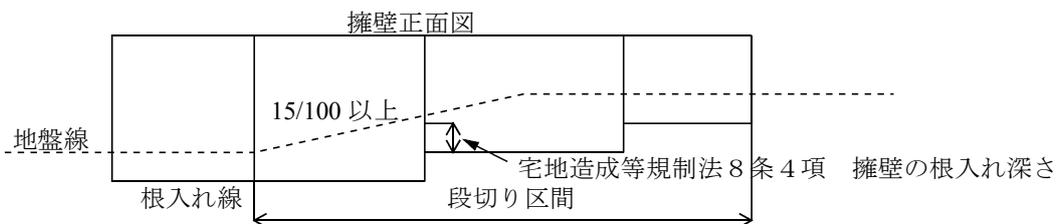
土 質	土 丹 岩 軟 岩	風化の著しい岩	真砂土、ローム 硬質粘土等	腐 蝕 土 埋 土
角度 α	80°	50°	45°	30°

(注) がけ高5メートル以下について適用)



(2) 擁壁基礎の段切りについて

斜面に沿って擁壁を設置する場合等において、擁壁正面図にあらわれる底面前端の線が勾配100分の15以上の場合は、段切り等によりなるべく水平となる措置をすること。



(3) 擁壁の伸縮目地について

擁壁が長く連続する場合は、重力式では10メートル以下、片持はり式、控え壁式などでは15ないし20メートル間隔に伸縮目地を設けるものとし、この面では鉄筋を切るものとする。

特に次に掲げる場合には伸縮目地の間隔をつめるか、V目地（擁壁の表面にV型の切れ目

- ア 地盤の条件が一様でないとき
- イ 擁壁の高さが著しく変化するとき
- ウ 擁壁の構造工法等を異にするとき

(4) 水抜穴及び透水層について

擁壁には、壁面の面積3平方メートル以内ごとに、1個の内径7.5センチメートル以上の硬質塩化ビニール管又はこれに類する耐水材料を用いた水抜穴を設け、擁壁の裏面で水抜穴の周辺その他必要な場所には、砂利等の透水層が設けられていること。ただし、空積造その

他の擁壁の裏面の水が有効に排水できる構造のものにあつては、この限りではない。

なお、水抜穴の配置は必ずしも等分布とする必要はなく、より効果ある排水のための擁壁の下部に多くしたり、千鳥に配置する等考慮すること。

(5) 標準設計を用いる場合

建設省制定土木構造物標準設計により設置する擁壁については、構造計算の必要はないものであること。(一部許可基準に合わないものがあるので注意すること。)

ただし、標準設計の採用に当たっては、現地の条件等が設計条件に合致しているものに限ること。

第3 土砂流出防止施設に関する事項

[北海道自然環境等保全条例第30条第4項の規定による技術的細目]

- (1) 開発区域及びその周辺の土地の地形、地表等の状況を勘案して、特定の開発行為により多量の土砂の流出が予想される場合には、下流流域に対する災害を防止するための土砂流出防止施設が設けられていること。
- (2) 土砂流出防止施設は、設置の位置、構造及び規模が土砂を適切に抑止できるように措置されていること。
- (3) 土砂流出防止施設の設置計画、その構造及び品質（耐久性、強度等）については、別に告示する河川砂防技術基準又は治山技術基準に適合するように措置されていること。
- (4) 土砂流出防止施設は、開発区域の規模、開発後の地表の状況等より推定される流出土砂量から下流へ無害に流される許容流出土砂量（開発前の地形及び地表の状況から流出していたと推定される流出土砂量）を差し引いた土砂量に相当する土砂の流出を防止できるように設けられていること。
- (5) 流出土砂については、できる限り各部分で抑止するようにし、人家、農地、農業用施設、公共的施設等がある地域その他周辺の地域では5年分以上を、それ以外の地域では3年分以上の土砂を貯留できるように土砂貯留施設が設けられていること。
- (6) 土捨場における捨土の表面には、土砂の崩壊、流出等が生じないように捨土を安全に維持するための施設が設けられていること。
- (7) 特定の開発行為の施行にあたっては、処理中の土砂が降雨等により流出しないように防災施設が先行的に設けられていること。
- (8) 地形、地表等の状況から土砂流出の可能性のある溪流がある場合は、土砂流出防止施設を設けるほか、周辺の既存林地の保存その他土地利用上の土砂災害防止措置が講ぜられていること。

[解説等]

1 流出土砂量について

- (1) 流出土砂量は、次式により算出すること。

施行中の流出土砂量＝（施行面積）×（流出土砂量）×（施行期間）

完了後の流出土砂量＝（施行面積）×（流出土砂量）×3年又は5年

注 保全対象が重要な場合は5年、その他は3年とする。

(2) 流出土砂量は、開発区域の規模、地表の状態等により、次表を基準とすること。

地表の状態	1ヘクタール当り流出土砂量
裸地、荒廃地等	200～400 (m ³ /年)
皆伐地、草地等	15～100
択伐地	2
普通林地	1

注 (1) 工事によりかき起した面積は、裸地に準ずること。

(2) 完全な排水施設を備えた芝生等は、普通林地に準ずること。

2 土捨場における捨土について

「第2地盤及び擁壁に関する事項」の9～11に準じて、適切な措置が講ぜられているものであること。

3 土砂流出防止施設に係る留意事項

(1) 資材置場の造成等により整地した平坦地であっても、豪雨等により土砂が開発区域外に流出するおそれがある場合は、柵工等の土砂流出防止施設（46ページの図－1参照）を設けること。

(2) 山地・丘陵部における土量の移動が多い場合は、土砂流出による災害防止及び周辺の河川、水路、道路等に被害を及ぼさないよう沢筋部等に鋼製枠ダム工、フトン籠ダム工等の土砂流出防止施設（47ページの図－2参照）を設けること。

(3) 開発区域内からの土砂流出量を最小限に止めるため、盛土箇所には個別的に土砂流出を防止するための措置が講ぜられているものであること。

4 「土石の採取」に係る留意事項について

沈砂池等の土砂流出防止施設の構造・規模等及び土石の堆積場の配置・排水施設等並びに採取跡地については、次の措置を講ずるものであること。

(1) 沈砂池等

ア 沈砂池等は、できる限り人家や公道等から離れた場所に設置すること。

イ 沈砂池等は、原則として地中に掘り込んだもの（掘込方式）とし、土質が悪い場合は法面保護工を施工すること。なお、やむを得ず築堤方式とする場合には、高さは3メートル以下とし、堤体の法面勾配は次の表に示す値より緩やかなものとし、その他の構造は防災調節池等技術基準（案）〔日本河川協会発行〕第2編大規模開発に伴う調整池技術基準（案）及び第5編の設計実例に準拠するものとする。

主 要 区 分		掘込方式 (掘込深)		築 堤 方 式		
土 質 区 分	日本統一土質分類法の記号	5m 以下	5m ~ 10m	堤 体 上流側	堤 体 下流側	切土部 の法面
礫 質 土	G-M,G-C,G-O,G-V, GM,Gc,GO,GV	1:2.0	1:2.5	1:3.0	1:2.5	1:2.0
砂 質 土	S-M,S-C,S-O,S-V, SM,SC,SO,SV	1:2.0	1:3.0	1:3.5	1:3.0	1:2.0
シルト・粘性土	ML,CL	1:2.0	1:2.5	1:3.0	1:2.5	1:2.0
シルト・粘性・ 火山灰質粘性土	MH,CH,OV,VH1,VH2	1:2.0	1:3.0	1:3.5	1:3.0	1:2.0
火 山 灰		1:2.0 より 緩勾配の適正な値		—————		

注1 本表は一般的な土質を対象としているため、軟弱地盤等の場合には別途安定性を検討するものとする。

注2 掘込方式の勾配は、過去の施工実績により「1:2.0 以下」とするが、土地利用上、調整池面積の制約を受ける場合は、これによらず、別途法面勾配を定めることができるものとする。

注3 砂、火山灰などの透水性材料は、築堤方式には使用しないものとする。

ウ 掘込方式で切土高が 10 メートルを超える場合は、高さ 5メートル以内ごとに、幅 1 ないし 2メートル程度の小段を設けるものとする。

エ 沈砂池等の構造は、予想される荷重及び超過洪水に対し安全な構造にするなど防災調整池に準拠したものとする。

(2) 土石の堆積場

ア 土石の堆積場は、土石の需要見込量・採取方法・作業能力等を勘案し、適切な規模とするとともに、できる限り河川の付近は避け、山崩れ、地すべり等のおそれがなく、かつ下流側の近くに人家等のない平坦な区域に堆積させるものとする。

なお、やむを得ずそれ以外の区域に堆積させるときは、土留め等の土石の堆積場の崩壊又は土砂流出防止のための必要な措置を講ずるものとする。

イ 土石の堆積場の崩壊又は降雨により仮置土が開発区域外へ流出するのを防止するため、仮置土の周辺には適切な排水施設を設置するものとする。

ウ 土石の堆積場内に沢水又は山腹水が流入するおそれのある場合、それらを下流に誘導するための適切な排水施設を設置するものとする。

なお、排水施設は「第5排水に関する事項」に基づき十分な通水能力を有するものとする。

(3) 「土石の採取」に係る採取跡地の措置

採取跡地の緑化は、原則として採取の終了部から逐次緑化する計画であって、緑化するために次に掲げる十分な措置が講じられているものとする。

ア 土石の採取跡地については、張芝、種子吹付け、植樹等を行うこと。

イ 植樹を行う場合は、現地に適した樹種を選定すること。

ウ 緑化の施工時期については、植物の種類、施工方法、気象条件、標高等を十分勘案の上行うこと。

エ 樹木等が良好に生育するよう、必要に応じ、施肥等を行うこと。

第4 道路に関する事項

[北海道自然環境等保全条例第30条第4項の規定による技術的細目]

- (1) 開発区域内の道路は、開発区域の規模、形状及び周辺の状況等を勘案して支障がないように配置されていること。
- (2) 道路は、砂利敷その他の安全かつ円滑な交通に支障を及ぼさない構造とし、かつ、適当な値の横断勾配で措置されていること。
- (3) 道路には、雨水等を有効に排出するために必要な側溝^{こう}その他の適当な排水施設が設けられていること。
- (4) 道路の縦断勾配は、9パーセント以下で措置されていること。ただし、地形その他特別の状況によりやむを得ないと認められる場合は、小区間に限り、12パーセント以下とすることができる。

[解説等]

1 開発区域内の道路に係る土工、排水について

土工について「第2 地盤及び擁壁に関する事項」を、又排水について「第5 排水に関する事項」を参考に確認すること。

第5 排水に関する事項

[北海道自然環境等保全条例第30条第4項の規定による技術的細目]

- (1) 開発区域内の排水施設は、5年に1回の確率で想定される降雨強度値以上の降雨強度値を用いて算定した計画雨水量並びに生活又は事業に起因し、又は付随する排水量及び地下水量から算定した計画汚水量を有効に排出するとともに、その排出によって開発区域及びその周辺の地域に^{いつ}溢水等による被害が生じないような構造及び能力で適当に配置するように措置されていること。この場合において、放流先の排水能力によりやむを得ないと認められるときは、開発区域内において一時雨水を貯留する遊水池その他の適当な施設を設けることができる。
- (2) 開発区域内の排水施設は、放流先の排水施設等の排水又は利水に支障を及ぼさないように、開発区域外と下水道、排水路その他の排水施設又は河川その他の公共の水域若しくは海域に接続されていること。
- (3) 雨水（処理された汚水及びその他の汚でこれと同程度以上に清浄であるものを含む。）以外の汚水は、原則として、暗渠^{きよ}によって排出できるように措置されていること。
- (4) 排水施設は、堅固で耐久力を有する構造であること。
- (5) 排水施設は、コンクリート、れんがその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水を最小限度のものとする措置が講ぜられていること。ただし、がけ崩れ又は土砂の流出の防止上支障がない場合においては、専ら雨水その他の地表水を排除すべき排水施設は、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとするすることができる。
- (6) 排水施設は、維持管理上支障がない場所に設けられていること。

[解説等]

1 計画雨水（流出）量について

計画流出量は、開発区域の規模、地形等により、次式により算出すること。

$$Q = 1/3.6 f \cdot r \cdot A \quad (\text{合理式})$$

Q : 計画雨水（流出）量 (m^3/sec)
 r : 到達時間内の降雨強度 (mm/hr)
 f : 流出係数
 A : 集水面積 (Km^2)

(1) 流出係数

ア 流出係数は次表を標準とし、左欄にある地表の状態が混在する場合は、加重平均（地表状態の面積比率による）により算出すること。

区分 地表状態	浸透能小		浸透能中		浸透能大	
	流出係数	標準値	流出係数	標準値	流出係数	標準値
林地	0.60 ~ 0.70	0.65	0.50 ~ 0.60	0.55	0.30 ~ 0.50	0.40
草地	0.70 ~ 0.80	0.75	0.60 ~ 0.70	0.65	0.40 ~ 0.60	0.50
耕地	—	—	0.70 ~ 0.80	0.75	0.50 ~ 0.70	0.60
裸地	1.00	1.00	0.90 ~ 1.00	0.95	0.80 ~ 0.90	0.85

注) 浸透能は地形、地質、土壌等の条件によって決定されるものであるが、上表の区分の適用については、おおむね山岳地は浸透能小、丘陵地は浸透能中、平地は浸透能大としても差し支えない。
 イ 上記アにより難い場合（主な土地利用が上表の地表状態欄に該当しない場合等）又は上記アによる算出方法では流出係数を過小評価するおそれがある場合は、次表を合わせて使用して、アと同様加重平均により算出すること。

種別	流出係数	標準値
屋根	0.85 ~ 0.95	0.90
道路 駐車場	舗装	0.80 ~ 0.90
	砂利	0.30 ~ 0.70
その他の不透面	0.75 ~ 0.85	0.80
水面	1.00	1.00
間地	0.10 ~ 0.30	0.20

注) 1 その他の不透面とは、土で整備されている工場用地等で、土等のヤード、敷地内通路等をいう。
 2 間地とは、家等の庭等をいう。

(2) 到達時間

到達時間は、集水区域の最遠点から排水施設に達するまでの時間（流入時間 T_1 ）と管渠などを流れて計画地点に達するまでの時間（流下時間 T_2 ）の和であり、次により算出すること。

$$t = T_1 + T_2$$

t : 到達時間(分) T_1 : 流入時間(分) T_2 : 流下時間(分)

ア 流入時間の算定

(ア) 開発により市街地となる区域については、次の区分による値を標準値とする。

区 分	流 入 時 間
人口密度が大きい地区	5分
人口密度が小さい地区	10分
平 均	7分

(イ) 草地、樹林地等にあつては、次式により求めることができる。

$$T1 = (2/3 \times 3.28 \cdot \ell \cdot n / \sqrt{s})^{0.467} \quad (\text{カーベイの式})$$

T1 : 流入時間 (分)

s : 斜面勾配

ℓ : 斜面距離(m)

n : 遅滞係数

注) 遅滞係数は、次表の区分による値とし、開発後芝地となる行為にあつては、n=0.2～0.3、開発前の状態のまま存置する樹林地にあつては、n=0.6を標準とする。

地 覆 状 態	n	地 覆 状 態	n
不 浸 透 面	0.02	森林地 (落葉樹)	0.60
よく 締 っ た 裸 地 (な め ら か)	0.10	森林地 (落葉樹、深い 落葉等堆植地)	0.80
裸 地 (普 通 の 粗 さ)	0.20	森林地 (針葉樹林)	0.80
粗 草 地 及 び 耕 地	0.20	密草地	0.80
牧草地または普通の草地	0.40		

イ 流下時間の算定

$$T2 = L / (60V)$$

T2 : 流下時間 (分)

L : 水路の延長 (m)

V : 水路内の流速(m/s)

$$V : \text{流速} \quad V = 1 / n \cdot R^{2/3} \cdot I^{1/2} \quad (\text{マンニングの平均流速公式})$$

n : 粗度係数 「3 排水施設の流下能力について」の(1)の値を適用すること。

R : 径深(m) R=流水断面積 / 潤辺長

I : 水路勾配

ウ その他の方法

計画地点における集水面積に応じ、次表により算出してもよい。ただし、到達時間決定に当たっては、十分比較検討の上行うものとし、上記以外の式等を用いる場合にあつては、地質、地形等を十分把握し、適正な値を用いること。

集水面積	50ha 以下	100ha 以下	500ha 以下
到達時間	10分	20分	30分

カーベイ式による流入時間の算出例

ℓ (m)	n	S	t l (分)	ℓ (m)	n	S	(分)
50	0.02	1/ 100	4.2	150	0.02	1/ 100	7.1
		1/ 500	6.1			1/ 500	10.3
		1/ 1,000	7.2			1/ 1,000	12.1
	0.05	1/ 100	6.4		0.05	1/ 100	10.8
		1/ 500	9.4			1/ 500	15.8
		1/ 1,000	11.1			1/ 1,000	18.5
	0.10	1/ 100	9.0		0.10	1/ 100	15.0
		1/ 500	13.0			1/ 500	21.8
		1/ 1,000	15.3			1/ 1,000	25.6
	0.20	1/ 100	12.4		0.20	1/ 100	20.7
		1/ 500	18.0			1/ 500	30.1
		1/ 1,000	21.2			1/ 1,000	35.4
100	0.02	1/ 100	5.8	500	0.02	1/ 100	12.4
		1/ 500	8.5			1/ 500	18.0
		1/ 1,000	10.0			1/ 1,000	21.2
	0.05	1/ 100	9.0		0.05	1/ 100	19.0
		1/ 500	13.0			1/ 500	27.7
		1/ 1,000	15.3			1/ 1,000	32.5
	0.10	1/ 100	12.4		0.10	1/ 100	26.2
		1/ 500	18.0			1/ 500	38.2
		1/ 1,000	21.2			1/ 1,000	44.9
	0.20	1/ 100	17.1		0.20	1/ 100	36.3
		1/ 500	24.9			1/ 500	52.8
		1/ 1,000	29.3			1/ 1,000	62.1

(3) 到達時間内の降雨強度

到達時間内の降雨強度は、「北海道の大雨資料」（社団法人北海道土木協会）等の確率雨量強度式を用いて算出すること。ただし、これによることが不適当な場合にあつては、別に定めることができるものとする。なお、到達時間内の降雨強度値は、5年に1回の確率で想定される雨量強度値以上の値を用いること。

2 計画汚水量

予定建築物の用途又は規模に応じ、予定される計画使用水量を勘案して算出すること。
 廃水管断面の決定のための廃水量は、計画時間最大排水量を用いること。
 なお、この場合において20～30%の流量の割増しを行うこと。

3 排水施設の流下能力

(1) 流下能力の評価

管渠流量及び開渠流量は次式により算出すること。

$$Q=A \cdot V \quad (\text{m}^3/\text{sec}) \quad (\text{等流状態の連続の式})$$

$$V=1/n \cdot R^{2/3} \cdot I^{1/2} \quad (\text{マンニングの平均流速公式})$$

Q : 流量 (m³/sec)

A : 流下断面積 (m²)

V : 断面平均流速 (m/sec)

I : 水路又は管路の勾配

n : 粗度係数

R : 径深 = A / P (m)

P : 流水の潤辺長 (m)

粗度係数について下表の値とするが、これにより難しい場合は、「水理公式集」(土木学会)等による適正な値とすることができる。

粗度係数表

	範囲	(標準値)
コンクリート2次製品	:	0.013
現場打コンクリート	:	0.015
コルゲートメタル管1形	:	0.024
〃 2形	:	0.033
〃 (ベーパーリング有り)	:	0.012
硬質塩化ビニール管	:	0.010
強化プラスチック複合管	:	0.010
コンクリート2面張水路	0.015 ~ 0.020	0.017
石積み等の2面張水路	0.017 ~ 0.030	0.025
素堀水路	0.016 ~ 0.040	0.030
自然水路(整正断面水路、雑草なし)	0.025 ~ 0.033	0.030

(2) 断面の割り増し

流下断面の検討にあたっては、土砂の堆積等を考慮して十分に余裕を見込むこと。

4 放流場所等について

(1) 下水道に放流する場合は当該下水道の管理者、その他の場合は当該管理者及び水利権者と協議すること。

(2) 排水口位置は、公共の水域に係る水質の汚濁の状況を考慮して、適切に定めること。

(3) 放流先の水量は、汚水に対して渇水期に十分な希釈量を有すること。

(4) 飲料水等の水利用がある上流には、放流口を設けないこと。

5 水質基準について

河川等に放流する処理下水等の水質については、水質汚濁防止法等の定める基準に適合していること。

6 排水方式について

排水方式は、原則として分流方式とするが、やむを得ない場合には、放流水域の諸条件に対応して適切な対策が講じられているときは合流方式とすることができる。

なお、市町村の計画が定まっている場合には、これに合致させること。

7 排水施設について

- (1) 雨水及び汚水を有効に排出するように管渠の勾配及び断面を定めること。
- (2) 雨水以外の汚水は、原則として、暗渠によって排出されること。
- (3) 排水施設の構造は堅固で耐久性を有する構造であること。
- (4) 排水施設は、コンクリート、れんがその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水を最小限度のものとする措置が講ぜられていること。ただし、がけ崩れ又は土砂の流出の防止上支障がない場合においては、専ら雨水その他の地表水を排除すべき排水施設は、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとする事ができる。
- (5) 排水施設は維持管理上支障がない場所に設けられていること。
- (6) 暗渠である構造の部分の内径又は内法の幅は、20cm以上であること。
- (7) 暗渠である構造部分で公共の用に供する管渠の始まる箇所、排水の流路の方向、勾配又は横断面が著しく変化する箇所、管渠の長さがその内径又は内径の幅の120倍を超えない範囲において管渠の維持管理上必要な箇所には、ます又はマンホールを設けること。
- (8) ます又はマンホールの底には、専ら雨水を排除すべますにあつては深さが15センチメートル以上の泥ためが、その他のます又はマンホールにあつてはその接続する管渠の内径又は内法幅に応じ相当の幅のインバートが設けられていること。
- (9) 管渠の流速は、汚水管渠にあつては毎秒0.6メートルから3.0メートルまで、雨水管渠にあつては毎秒0.8メートルから3.0メートルを標準として下流に行くに従い流速が漸増するように措置されていること。
- (10) 開渠の流速は、毎秒3.0メートル以下を標準とする。
- (11) 管渠の土かぶりは、原則として1メートル以上とすること。

8 流末となる吐口工について

- (1) 水路の位置及び構造は、放流先水路の管理者と事前に協議して計画すること。
- (2) 吐口の底面の高さは河海又は湖沼の低水位付近（高水位及び低水位の間）とし、必要に応じてゲートを設けること。
- (3) 必要に応じ護岸、床固工等吐口の防護工を行うこと。

9 遊水池等について

(1) 遊水池の設置について

放流先の廃水能力が集中豪雨等の一時的集中排水時にのみ不十分となる場合で、他に接続しうる十分な排水能力を有する放流先が存在しない場合には、雨水に限り、遊水池、ため池等を設けて、一時貯留するものである。この場合において、雨水だけに限定したのは、生活環境に及ぼす衛生上の危害の防止を考慮したものである。

(2) 遊水池の構造等について

遊水池等は、災害上危険のない構造とし、その管理について市町村と十分協議すること。

(3) 農業用ため池について

農業用ため池に雨水等を排出させるときは、当該ため池の安全確保を図るために必要な措置を講ずること。

第6 河川に関する事項

[北海道自然環境等保全条例第30条第4項の規定による技術的細目]

- (1) 特定の開発行為によって開発区域の周辺及び下流域に^{いっ}溢水等の被害の生ずるおそれがある場合には、あらかじめ、河川管理者の承認を受けて、河川工事又は河川の維持が行われるように措置されていること。
- (2) 河川工事は、河川管理者とあらかじめ協議して決定された降雨量（「計画降雨量」という。以下同じ。）に対して^{いっ}溢水等の被害の生ずるおそれがないと河川管理者が認める地点まで行うように措置されていること。
- (3) 河川の構造については、河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）並びに市町村長が定める普通河川及び準用河川の管理施設の設置に係る基準により、措置されていること。
- (4) 河川工事に必要な用地は、計画降雨量により定まる計画河道、築堤用地等の全面積を確保するように措置されていること。
- (5) 河川工事は、原則として、河川改修工事とし、地形上洪水調整池を設ける場合には別に告示する大規模宅地開発に伴う調整池技術基準に準拠し、築堤方式による場合には高さ3メートル以下とするように措置されていること。

[解説等]

1 河川について

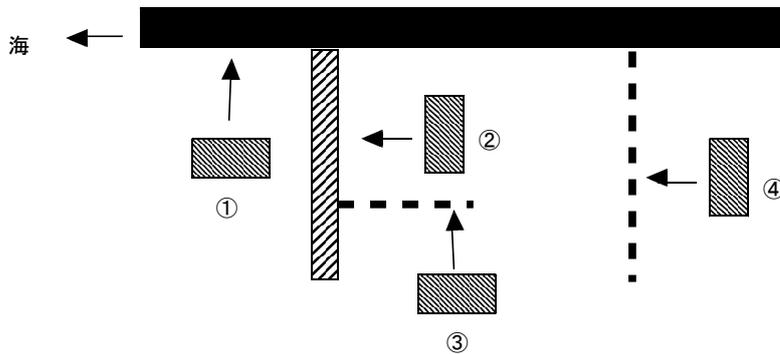
ここでいう河川とは、河川法に規定されている一級河川、二級河川及び準用河川並びに河川法の適用されない普通河川をいう。

2 治水協議について

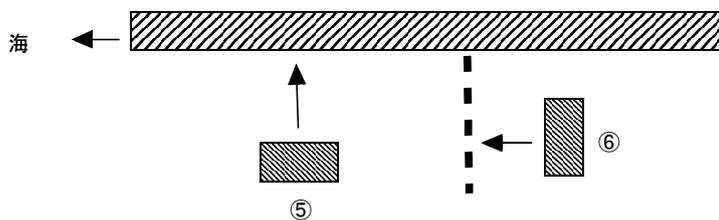
開発区域内の施設設備が河川に接続しない場合（河川法等の許可を要しない場合）であっても、特定の開発行為に伴う開発区域の周辺及び下流域への雨水等の流出増対策について河川管理者との協議（治水協議）を行うこと。

協議の対象となる河川管理者については、次のとおりとする。

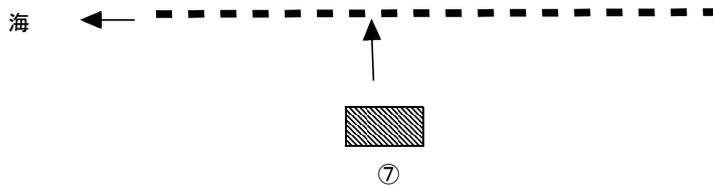
一級水系



二級水系



準用河川は又普通河川



開発行為地	国(開発建設部)	道(建設管理部)	市町村
①	○	-	-
②	-	○	-
③	-	-	○
④	-	-	○
⑤	-	○	-
⑥	-	-	○
⑦	-	-	○

- 一級指定区間外区間(国管理区間)
- 一級指定区間又は二級河川(道管理区間)
- 準用河川又は普通河川(市町村管理区間)
- 開発行為地

3 洪水調整池について

放流先河川等の流下能力を考慮し必要な場合は、次の事項を標準とする洪水調整池を設けること。

- (1) 調整池の洪水調節容量は、特定の開発行為の行われた後における洪水のピーク流量の値を、特定の開発行為の行われる前におけるピーク流量の値まで調整するために必要とする容量を持つことを基本とし、次の条件を満足させなければならない。

- ア 洪水の規模が年超過確率で1/3洪水までは、開発後における洪水のピーク流量の値を調整池下流の現状における流下能力の値まで調節すること。
- イ 洪水の規模が年超過確率1/30の洪水に対しては、開発後における洪水のピーク流量の値を、開発前のピーク流量の値まで調節すること。
- ウ 調整池下流の流下能力の値が開発前年超過確率で1/3洪水のピーク流量より大きい場合は、その流下能力の値に相当する開発前の洪水の年超過確率をもって上記アの年超過確率1/3に代えるものとする。
- (2) 築堤方式の調整池には、洪水を処理するために洪水吐きを設けるものとし、次の各号の条件を満足する構造とする。
- ア 洪水吐きは、200年に1回起こるものと想定される当該調整池の直上流部の流量又は既に観測された雨量、水位、流量等に基づいて算出された当該調整池の直上流部における最大の流量のいずれかの大きいものの1.2倍以上の流量を放流しうるものとする。
- イ 上記における最高水位は、調整池の高さを超過してはならない。
- (3) 掘り込み方式の調整池には、洪水吐きに代えるものとして計画水位に0.6m以上の余裕高を加えるものとする。
- (4) 調整池の設計堆積土砂量は、造成中と造成完了後について計画するものとするが、造成中の設計堆積土砂量は、その流域面積、流況、地貌、地質及び土地造成の施工計画により決定するものとし、その設計堆積年数は、造成の施工年数並びに維持管理の方法により決定する。また、造成完了後の設計堆積土砂量は、ごく少量であるが調整池の利用計画等と合わせて決定するものとする。
- なお、調整池を土砂流出防止施設と併用する場合には、「第3 土砂流出防止施設に関する事項」に基づき設計堆積土砂量を算定するものとする。
- (5) 洪水調整池計画地については、ボーリング調査等の地質調査を実施し、洪水調整池の安全性の検討を十分行うこと。なお、地質調査の結果を地質調査報告書としてまとめること。

第7 その他

[北海道自然環境等保全条例第30条第4項の規定による技術的細目]

- (2) 給水施設に関する事業計画及び工事の設計については、開発区域を所管する市町村長とあらかじめ協議して定められていること。
- (3) 開発区域内に設ける消防水利施設については、消防法（昭和23年法律第186号）第20条第1項の規定による消防に必要な水利の基準に適合するように措置され、かつ、当該区域を所管する市町村長とその設置、維持及び管理についてあらかじめ協議がなされていること。

[解説等]

1 し尿の自主処理について

し尿の自主処理については、市町村長と協議して定めるものとするが、その収集・運搬及び処分に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第3条の基準に準じて措置すること。

2 一般廃棄物の処理について

一般廃棄物の処理に関しては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第2項により市町村が行う計画収集による場合以外は、その処理に関し、市町村長（一部事務組合の長を含む。以下同じ。）と協議がなされていること。

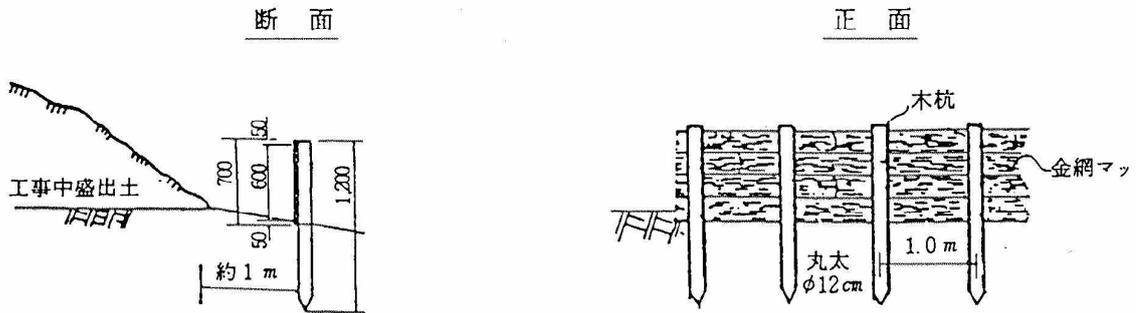
3 水道等給水施設について

事業者が給水施設を設置する場合は、水道法又は市町村の水道設置条例の基準に適合するよう計画されていること。

4 消防水利施設について

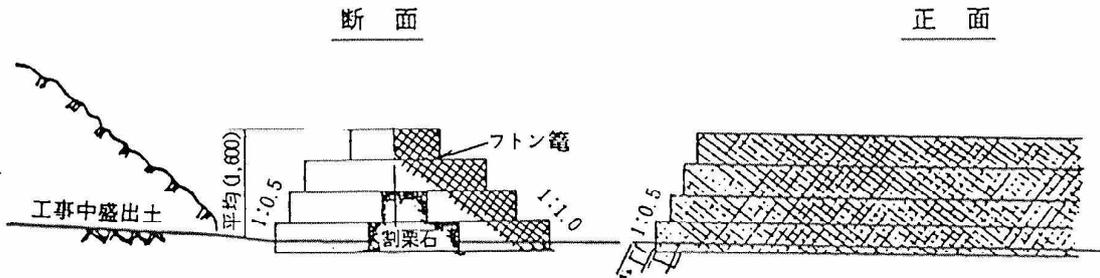
消防に必要な水利の基準は「消防水利の基準」（昭和39年12月10日 消防庁告示第7号）によること。

(a) 柵工

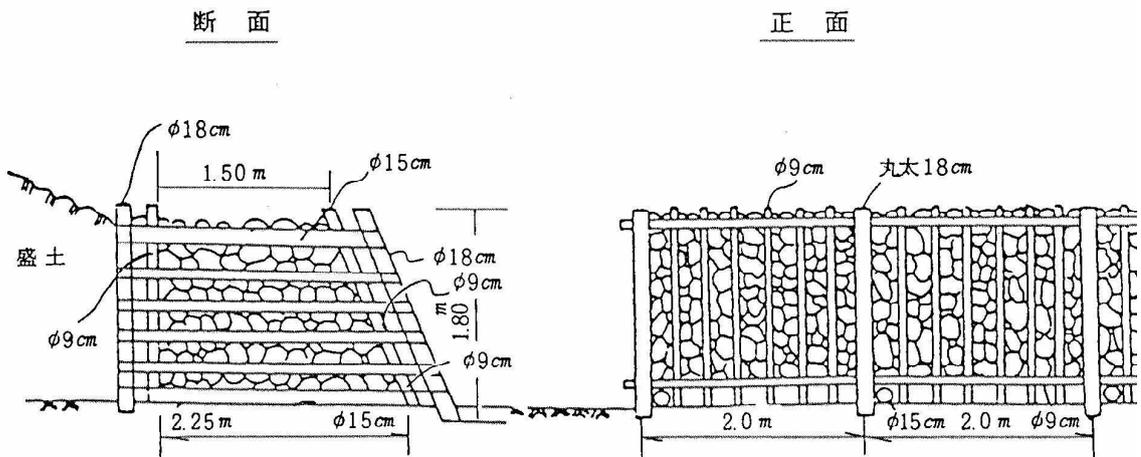


※柵工は種類が豊富であり、個々の特長を考慮し現地に適した柵工を用いる。

(b) フトン籠工



(c) 石枠工



IV 様式・書式例等

1	様式	
	特定開発行為許可申請書(別記第9号様式)	50
	特定開発行為許可標識(別記第10号様式)	51
	特定開発行為変更許可申請書(別記第11号様式)	52
	特定の開発行為の許可に基づく	
	地位の承継の承認申請書(別記第11号様式の2)	53
	特定開発行為着手等届出書(別記第12号様式)	54
	特定の開発行為事前審査申出書	55
	特定の開発行為の変更に係る事前審査申出書	60
	特定開発行為変更届出書	61
	防災工事完了届出書	62
	特定開発行為施行状況報告書	63
	修補(改造)工事完了届出書	64
2	書式例	
	土地利用計画書(書式例第1号)	65
	収支計画書(書式例第2号)	67
	年度別資金計画書(書式例第3号)	68
	施設設備の管理計画書(書式例第4号)	69
	主な工事施行経歴書(書式例第5号)	70
	設計者の資格に関する申告書(書式例第6号)	71
	他法令との関係(書式例第7号(の1))	72
	他法令による許・認可手続の状況(書式例第7号(の2))	73
	開発区域内権利者一覧表(書式例第8号)	74
	排水施設流量計算書(書式例第9号)	75
	土砂流出防止施設計算書(書式例第10号)	76
	開発行為施行等の同意書(権利者)(書式例第11号)	77
	開発行為施行等の同意書(利害関係者)(書式例第12号)	78
3	協定書等の例	
	環境保全に関する協定書*	79
	埋蔵文化財の保護に関する覚書	80
	残置森林等の管理に関する協定書	81
4	許可申請書等の記載例	82
5	許可申請書類の作成及び編さん順序	87

* (注) ここに示した協定書等は参考例であり、実際の協定書等の作成に当たっては、開発行為の種別など個々の事案により盛り込む内容を検討し、適切に作成すること。

別記第9号様式(第37条関係)

総合振興局(振興局)到達年月日	許可年月日	整理番号	許可番号

北海道収入証紙欄

特定開発行為許可申請書

年 月 日

北海道知事 様

申請者の住所及び氏名
 (法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

北海道自然環境等保全条例第30条第1項の規定により特定の開発行為の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

行為の種類							
行為の目的							
行為の規模							
土地の位置、 区域及び規模	地名及び地番						計
	地目						
施設設備の種類及び規模	面積						
	設計説明書	(別添のとおり)					
設計図	(別添のとおり)						
工事施行者の住所及び氏名							
予定着手年月日	年	月	日	(許可の日から			日以内)
完了年月日	年	月	日	(許可の日から			日以内)

(担当者:役職・氏名 連絡先電話番号)

備考

1 添付図書

- (1) 開発区域の位置を明らかにした縮尺5万分の1以上の図面
- (2) 特定の開発行為をするための資金計画書
- (3) 営業の概要(従業員、営業科目、事業者の所在等)を記載した書類及び決算書(貸借対照表及び損益計算書)
- (4) 納税証明書(法人にあつては前事業年度の法人税、個人にあつては前年分の所得税に係るもの)
- (5) 主な取引金融機関における最近の預金残高証明書
- (6) 開発区域内の施設設備の管理計画書
- (7) 開発区域内の土地又は工作物につき、特定の開発行為の妨げとなる権利を有する者の同意書
- (8) 設計図を作成した者が規則で定める資格を有することを証する書類
- (9) 申請者が法人である場合は登記事項証明書、道外に住所を有する個人である場合は住民票の写し

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

特 定 開 発 行 為 許 可 標 識		
許可番号 第 号		
許可年月日 年 月 日		
工 事 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで	
行 為 の 種 類		
行為地の所在及び地番		
行 為 地 の 面 積		
特定開発 行為者	住 所	
	氏 名 又 は 称 名 称	
	連 絡 場 所	(電話)
工 事 施 行 者	住 所	
	氏 名 又 は 称 名 称	
	連 絡 場 所	(電話)
工事現場監理者の氏名		

80
セ
ン
チ
メ
ー
ト
ル

別記第11号様式(第43条関係)

総合振興局(振興局)到達年月日	許可年月日	整理番号	許可番号

北海道収入証紙欄

特定開発行為変更許可申請書

年 月 日

北海道知事 様

申請者の住所及び氏名
 (法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

北海道自然環境等保全条例第31条第1項の規定により特定の開発行為の変更の許可を受けたいので、次のとおり申請します

許可年月日・番号	年 月 日 第 号						
行為の種別							
土地の位置、	地名及び地番						計
	地 目						
区域及び規模	面 積						
施設設備の種類及び規模							
変更の理由							
変 更 後	行為の種別						
	土地の位置、	地名及び地番					
		地 目					計
	区域及び規模	面 積					
	施設整備の種類及び規模						
設計	設計説明書	(別添のとおり)					
計	設計図	(別添のとおり)					

(担当者:役職・氏名 連絡先電話番号)

備 考

1 添付図書

- (1) 開発区域の位置を明らかにした縮尺5万分の1以上の図面
- (2) 特定の開発行為をするための資金計画書
- (3) 開発区域内の施設設備の管理計画書
- (4) 開発区域内の土地又は工作物につき、特定の開発行為の妨げとなる権利を有する者の同意書
- (5) 設計図を作成した者が規則で定める資格を有することを証する書類

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記第11号様式の2(第43条の2関係)

総合振興局(振興局)到達年月日	承認年月日	整理番号	承認番号

北海道収入証紙欄

特定の開発行為の許可に基づく地位の承継の承認申請書

年 月 日

北海道知事 様

申請者の住所及び氏名
 (法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

北海道自然環境等保全条例第31条の2第1項の規定により、特定の開発行為の許可に基づく地位の承継の承認を受けたいので、次のとおり申請します。

許可年月日・番号	(当初許可) 年 月 日 第 号 (変更許可) 年 月 日 第 号
行為の種類別	
行為地の地名及び地番	
被承継人の住所及び氏名	
承継年月日	
承継の原因	

(担当者:役職・氏名 連絡先電話番号)

備考

1 添付書類

- (1) 事業の相続若しくは合併があつたこと又は工事を施行する権原を取得したことを証する書類
- (2) 特定の開発行為に関する工事を行うための資金計画書
- (3) 営業の概要(従業員、営業科目、事業者の所在地等)を記載した書類及び決算書(貸借対照表及び損益計算書)
- (4) 納税証明書(法人にあつては前事業年度の法人税、個人にあつては前年分の所得税に係るもの)
- (5) 主な取引金融機関における最近の預金残高証明書
- (6) 開発区域内の施設設備の管理計画書
- (7) 申請者が法人である場合は登記事項証明書、道外に住所を有する個人である場合は住民票の写し
- (8) 開発区域内の土地又は工作物につき、特定の開発行為の妨げとなる権利を有する者の同意書

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記第12号様式(第44条関係)

総合振興局(振興局)到達 年月日	整理番号

特定開発行為着手(完了・着手時期の変更・完了時期の変更・中止・再開・廃止・工事施行者の変更)届出書

年 月 日

北海道知事 様

届出者の住所及び氏名
 (法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

北海道自然環境等保全条例第32条の規定により特定の開発行為の着手(完了・着手時期の変更・完了時期の変更・中止・再開・廃止・工事施行者の変更)について、次のとおり届け出ます。

許可年月日・番号	年 月 日 第 号
行為の種類別	
行為地の地名及び地番	
行為の着手(変更)、完了(変更)、中止、再開及び廃止の年月日	年 月 日 (中止の場合は期間を明記すること。年 月 日～年 月 日)
工事施行者の変更	新 旧
	住 所
	氏 名
連絡場所	(電話)
理 由	
中止又は廃止後の措置	

(担当者:役職・氏名 連絡先電話番号)

備 考

用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

総合振興局等到達年月日	結果通知年月日

特定の開発行為事前審査申出書

年 月 日

〔北海道知事
北海道 総合振興局長 様
北海道 振興局長〕

申出者の住所及び氏名
〔法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名〕

北海道自然環境等保全条例第30条第1項の規定に基づく特定の開発行為許可申請に先立ち、事前に審査指導を受けたいので、次のとおり申出します。

行為の種別							
行為の目的							
行為の規模							
土地の位置、 区域及び規模	地名及び地番						
	地目					計	
面積							
施設設備の 種類及び規模							
設計説明書	(別添のとおり)						
設計図	(別添のとおり)						
工事施行者の 住所及び氏名							
予定着手	年	月	日(許可の日から	日以内)			
年月日完了	年	月	日(許可の日から	日以内)			

(担当者:役職・氏名 連絡先電話番号)

添付図書

- ①特定の開発行為計画概要表 (様式第2号(の3))
- ②工事工程表及び資金計画 (様式第2号(の4))
- ③開発区域位置図
- ④計画平面図
- ⑤その他

条例第30条第2項及び条例施行規則第38条で定めるもののうち、許可申請の際に必要な図書の写し

特定の開発行為計画概要表

行為の種別		行為の目的		行為の規模		行為の所在地		許可申請者 (フリガナ) 住所・氏名		工事施行者 (フリガナ) 住所・氏名		設計者 (フリガナ) 住所・氏名		着手及び完了の時期		事業概要		行為の名称						
																		区分	面積 ha	割合 %	区分	面積 ha	割合 %	
土地利用計画																		区分	面積 ha	割合 %	区分	面積 ha	割合 %	
																					樹林地	残置森林		
																						造成森林		
																					合計			100.00
他法令等との関係																		法令・協議・協定名		関係機関	年月日	進捗状況		
〔各種許認可及び協議・協定事項〕																								
行為地の現況地目別 所有者別面積内訳		現況項目		農地 ha	森林 ha	原野 ha	宅地 ha	その他 ha	計 ha (うち、地域森林計画対象地)															
		所有者								()														
		自己所有							()															
他人所有		借地	国有地						()		周辺地域の環境に及ぼす影響													
			公有地						()															
			個人所有地						()															
			小計						()															
所有		買収予定	国有地						()		工事工程表及び資金計画													
			公有地						()															
			個人所有地						()		様式第2号(の4)のとおり													
			小計						()															
			合計						()		その他													

「特定の開発行為計画概要表の記入についての注意事項」

1 様式第2号の(3)関係

- (1) 「行為の種別」欄については、同手引きP1の2(1)の①から④に掲げる開発行為の名称を記入すること。
- (2) 「行為の所在」欄において地番が複数あり、欄内に記入できない場合は、「字〇〇□□番地ほか△△筆」と記入すること。
- (3) 「事業概要」欄にについて、全体の事業概要及び森林計画・土工計画・道路計画・排水計画、防災計画等について概要及び緒元を記載すること。

土石の採取の記載例

土石の採取 5.0ha 切土10,000m³(火山灰)
法面保護工 種子吹付 2,000m² 切土法面勾配1:1.5(最大切土高 20m)
雨水排水 L=300m (素掘水路) (N=1/5)
洪水調整池 1基 洪水調節容量1,000m³
沈砂池 1基 貯砂容量 1,000m³
工事用道路 L=200m (幅員5m、最大勾配6%)

工場用地の造成の記載例

工場用地の造成 5.0ha
総切土10,000m³ 総盛土8,000m³ 残土2,000m³
法面保護工 種子吹付 2,000m² 切土法面勾配1:1.5 盛土法面勾配1:1.8
擁壁工 L=100m H=5m (重力式擁壁)
雨水排水 L=300m (U-240) (N=1/5)
洪水調整池 1基 洪水調節容量1,000m³
沈砂池 1基 貯砂容量 1,000m³
工事用道路 L=200m (幅員5m、最大勾配6%、砂利)
管理用道路 L=500m (幅員4m、最大勾配2%、砂利)

※切土及び盛土が有る場合の切土量は盛土補正土量、盛土量は締固め実盛土量を記載すること。

- (4) 「行為地の現況地目別所有者別面積内訳」及び「土地利用計画」欄の面積は、小数点以下第2位までとする。

(5) 「土地利用計画」欄の区分については、下表によること。

行為の種別	区 分
ス キ ー 場	コース(ゲレンデ)用地、リフト用地、道路、駐車場、建物敷地、防災施設用地、 残置森林、造成森林、その他緑地、その他
資材置場及 び工場用地	施設用地、残置森林、防災施設用地、道路、建物用地、その他
土 石 採 取	採取地、堆積場、保安用地及び残置森林、防災施設用地、道路、建物用地、その他

(注) 土地利用上の用途区分は上表によるほか、行為の種別によって適宜細分又は追加すること。

(6) 他法令等との関係は、法令、協議、覚書すべて記入し、それぞれ申請中、協定済等の経過及び年月日を記入すること。

2 様式第2号の(4)関係

- (1) 事業費には既に支出している用地取得費は含まないものとするが、申請後に支出する用地取得費は事業費に含めること。
- (2) 事業費の調達方法欄の銀行等とは、銀行、信用金庫、農業協同組合等のように預金の受け入れ業務を行っている金融機関をいい、証券会社や信販会社等のノンバンクや関連会社からの借入は銀行等以外からの借入とする。

「特定開発行為変更許可申請書の記入についての注意事項」

- 1 「行為の種別」欄については、同手引きP1の2(1)の①から④に掲げる開発行為の名称を記入すること。
- 2 「土地の位置、区域及び規模」の内、「地名及び地番」欄において、地番が複数あり、欄内に記入できない場合は、「字〇〇□□番地 ほか△△筆」と記入すること。

「特定開発行為着手届出書等の記入についての注意事項」

- 1 「行為の種別」欄については、同手引きP1の2(1)の①から④に掲げる開発行為の名称を記入すること。
- 2 「行為地の地名及び地番」欄において、地番が複数あり、欄内に記入できない場合は、「字〇〇□□番地ほか△△筆」と記入すること。

総合振興局等到達年月日	結果通知年月日

特定の開発行為の変更に係る事前審査申出書

年 月 日

〔北海道知事
北海道 総合振興局長 様
北海道 振興局長〕

申出者の住所及び氏名
〔 法人にあっては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

北海道自然環境等保全条例第31条第1項の規定に基づく特定の開発行為の変更の許可申請に先立ち、事前に審査指導を受けたいので、次のとおり申出します。

許可・承認年月日及び番号	当初許可	年	月	日	第	号指令
	変更許可・承認	年	月	日	第	号指令
行為の種類						
土地の位置、区域及び規模	地名及び地番					
	地目					計
	面積					
施設設備の種類及び規模						
変更の理由						
変更後	行為の種類					
	土地の位置、区域及び規模	地名及び地番				
		地目				計
		面積				
	施設設備の種類及び規模					
	設計説明書	(別添のとおり)				
設計図	(別添のとおり)					

(担当者:役職・氏名 連絡先電話番号)

添付図書

- ①特定の開発行為計画概要表 (様式第2号(の3))
- ②工事工程表及び資金計画 (様式第2号(の4))
- ③開発区域位置図
- ④計画平面図
- ⑤その他 条例第30条第2項及び条例施行規則第38条で定めるもののうち、変更許可申請の際に必要な図書の写し

注 添付図書については、変更前と変更後の内容を比較できるように整理すること。

総合振興局等到達年月日	整理番号

特定開発行為変更届出書

年 月 日

〔北海道知事
北海道 総合振興局長 様
北海道 振興局長〕

届出者の住所及び氏名
〔法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

北海道自然環境等保全条例に基づき許可を受けた特定の開発行為に係る住所(氏名・主たる事務所の所在地・主たる事務所の名称・代表者の氏名)の変更について、次のとおり届け出ます。

記

許可・承認年月日及び番号	(当初許可)	年	月	日	第	号指令
	(変更許可・承認)	年	月	日	第	号指令
行為の種別及び名称						
変更した年月日	年 月 日					
変更内容	・住所及び氏名 ・主たる事務所の所在地及び名称 ・代表者の氏名	新			旧	
		(※フリガナを付すこと。)				
変更の理由						

(担当者:役職・氏名 連絡先電話番号)

- 備考 1 不要の文字は、抹消して使用すること。
2 変更内容を証明する書類(道外の個人の場合は住民票の写し、登記事項証明書等)添付すること。

総合振興局等到達年月日	整理番号

防災工事完了届出書

年 月 日

〔北海道知事
北海道 総合振興局長 様
北海道 振興局長〕

届出者の住所及び氏名
〔法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名〕

北海道自然環境等保全条例に基づき許可を受けた特定の開発行為に係る防災工事については次のとおり
年 月 日に完了したので届け出ます。

記

許可・承認年月日 及び番号	(当初許可) (変更許可・承認)	年 月 日	第 号指令	年 月 日	第 号指令	
行為の種別 及び名称						
行為の所在地						
防 災 工 事 完 了 施 設	施設の名称	工 種	単 位	計画数量	実施数量	増減

(担当者:役職・氏名 連絡先電話番号)

- 備 考 1 不要の文字は、抹消して使用すること。
2 完了施設の位置を明らかにした計画平面図、出来形図(許可の内容に基づく設計図に朱書きしたもの)、完成写真(同一地点で着手前、完成後の状況を撮影したもの)を添付すること。

特 定 開 発 行 為 施 行 状 況 報 告 書

年 月 日

〔 北海道知事
北海道 総合振興局長 様
北海道 振興局長 〕

届出者の住所及び氏名
〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

北海道自然環境等保全条例に基づき許可を受けた特定の開発行為に係る施行状況について、次のとおり報告します。

記

許可・承認年月日 及び番号	(当初許可) (変更許可・承認)	年	月	日	第	号指令	第	号指令	
行為の種別 及び名称									
行為の所在地									
行為の規模	ha								
工事期間	(着手)	年	月	日					
	(完了予定)	年	月	日					
工事内容	計 画 量	単 位	施 工 済	単 位	備 考				

(担当者:役職・氏名 連絡先電話番号)

- 備 考
- 1 不要の文字は、抹消して使用すること。
 - 2 出来形概要平面図(許可の内容に基づく計画平面図に着色等で造成済、造成中、未造成等を明らかにしたもの)及び工事施行状況の写真を添付すること。
 - 3 毎年11月末日現在の工事等の施行状況を12月末日までに報告すること。
 - 4 工事の内容欄については、防災工事中にあつては防災施設の名称を、造成工事中にあつては、「特定の開発行為計画概要表」の土地利用計画欄の区分等に基づき記載すること。
 - 5 備考欄については、未完了工事の内容をできる限り詳細に記載すること。

総合振興局等到達年月日	整理番号

修補（改造）工事完了届出書

年 月 日

〔北海道知事
北海道 総合振興局長
北海道 振興局長〕様

届出者の住所及び氏名
〔法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名〕

年 月 日付け 第 号で通知のあつた特定の開発行為に係る補修(改造)工事について、年 月 日完了したので届け出ます。

- 備考
- 1 修補(改造)工事の完了写真(着工前、工事中、完成後の状況を撮影したもの)を添付すること。
 - 2 不要の文字は、抹消して使用すること。

土 地 利 用 計 画 書

区 分	面 積 (㎡)	割 合 (%)
※土地利用計画の用途区分		
開発区域面積		

注 土地利用計画区分については、行為の種別によって適宜設定すること

(別 紙)

土 地 利 用 計 画 の 用 途 区 分

行 為 の 種 別	区 分
ス キ ー 場	コース(ゲレンデ)用地、リフト用地、道路、駐車場、建物敷地、 防災施設用地、残置森林、造成森林、その他緑地、その他
資 材 置 場 及 び 工 場 用 地	施設用地、残置森林、防災施設用地、道路、建物敷地、その他
土 石 採 取	採取地、推積場、保安用地及び残置森林、防災施設用地、道路、 建物敷地、その他

(注) 土地利用上の用途区分は上表によるほか、行為の種別によって適宜細分割又は追加すること。

収 支 計 画 書

(単位:千円)

科 目		金 額	備 考
収 入	処 分 収 入		
	補 助 負 担 金		
	自 己 資 金		
	借 入 金		
	計		
支 出	用 地 費		
	工 事 費		
	造成(採取)工事費		
	道路工事費		
	排水施設工事費		
	防災施設工事費		
	附 帯 工 事 費		
事 務 費			
借 入 金 利 息			
	計		

(注) 科目については、行為の種別によって適宜細分割又は追加すること。

年度別資金計画書

(単位:千円)

年度 科 目		年度	年度	年度	年度	年度	年度
支 出	事業費 用地費 工事費 附帯工事費 事務費 借入金利息						
	借入償還金						
	計						
収 入	自己資金						
	借入金						
	処分収入						
	補助負担金						
	計						
	借入金の借入先						

施設設備の管理計画書

種 別	管 理 者	摘 要
<p>道 路</p> <p>排 水 施 設</p> <p>防 災 施 設</p> <p>森 林</p>		

(注)種別については、行為の種別によって適宜細分割又は追加すること。

主 な 工 事 施 行 経 歴 書

- 1 工事施行者の住所、氏名または名称

- 2 建設業法による建設業者登録、登録年月日 建設大臣
知 事 第 号

- 3 建設業法第26条による主任技術者 氏名
住所

- 4 技術者略歴（職名、氏名、年令、在社年数、資格免許等）

- 5 造成工事施行経歴

注文主の氏名 または名称	元請・下請の 別	工 事 内 容	工事施行場所	面 積 (㎡)	完了年月
		<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"> 宅 地 造 成 ゴ ル フ 別 荘 地 レジャー施 設などの別 </div>			

設計者の資格に関する申告書

年 月 日

北海道知事 様

住所
申告者
氏名

資格について次のとおり申告します。

学 歴					
学 校 の 名 称	学 部 及 び 学 科	在 学 期 間	所 在 地	卒 業 中 退 の 別	
		自 年 月 至 年 月			
主 な 実 務 経 歴					
勤 務 先	所 在 地	在 職 期 間 (合計年月)		職 名	業 務 内 容
		年 月 ~ 年 月	年 月		
主 な 設 計 経 歴					
事 業 主 体	工 事 施 工 者	工 事 施 工 場 所	面 積	年 月 日	
資 格					
資 格 内 容	取 得 年 月 日	登 録 又 は 合 格 番 号			

(注) 1「学歴」の欄には、設計者の資格に関係のある学歴を記入してください。

2「主な実務経歴」及び「主な設計経歴」の欄には、開発行為に関する経歴を記入してください。

他法令との関係

(1) 許・認可関係

番号	法令名	該当の有無	許認可済	申請中	届	年月日
1	河川法					
2	都市計画法					
3	自然公園法					
4	土地収用法					
5	道路法					
6	鉱業法					
7	採石法					
8	砂利採取法					
9	宅地造成等規制法					
10	農振法					
11	農地法					
12	海岸法					
13	国土法					
14	国有財産法					
15	森林法					
16						
17						

(2) 協議・協定関係

番号	協議協定名	該当の有無	内容	済	年月日
1	文化財保護法				
2	残置森林等の管理 に関する協定書				
3	環境保全に関する 協定書				
4					
5					

(注)1 該当するものに○を付すること。

2 該当する許可、協議をする関係の書類を添付すること。

他法令による許・認可手続きの状況

関連法令等	許認可事項	措置状況	関連法令等	許認可事項	措置状況
1.国土利用計画法	・北海道土地利用基本計画の検討	・北海道土地利用基本計画の変更については、〇〇年 月 日の五地域関係連絡幹事会において検討を終了している。	5.国有財産法	・第29条による普通財産の買受け	・〇〇年 月 日売払申請書提出済 ・計画敷地内の号線、基線等で国の普通財産として台帳登録がされていないものについては、台帳搭載申請書を合わせて提出済
	・同法第23条第1項の規定による売買の届出				
2.農地法	・第5条第1項による農地転用許可申請	・〇〇年 月 日事前審査申出書提出に対し、〇〇年 月 日農水省より内示 〇〇年 月 日日本申請書を提出済	6.文化財保護法		・〇〇年 月 日△△教育委員会と埋蔵文化財に関する事前協議済
	・第10条の8による森林整備計画区域の変更及び第11条、第18条による森林施業計画の変更	・予定地内の森林について計画されている森林整備、施行計画について全所有権移転後変更申請書を提出する予定	7.その他	・公有財産(△△所有地)の処分議決 ・〇〇町普通河川敷地条例	・△△所有の公有財産処分について△議会の議決(〇〇年 月 予定)を得、各法令による許可がおりた後△道廃止をする。 ・〇〇年 月 日 本申請書提出済
・第10条の2による林地開発許可申請	・〇〇年 月 日本申請書提出済				
4.河川法	・第24条、第26条による土地の占用及び工作物の新築の許可	・〇〇年 月 日本申請書提出済 ・土地の占用については一部許可済			

排水施設流量計画書

排水 施設 番号	雨 水 流 出 量								排 水 施 設 流 量							摘 要		
	集 水 面 積	集水区域の地表状態				流出 係数	到達 時間	降雨強度 (確率年)	雨 水 流出量	種類・構造 (粗度係数)	延長	勾配	流 水 断面積	径深	平均 流速		流下能力 流 量	安全率
		林地	草地	耕地	裸地													
ha	ha	ha	ha	ha		分	mm/h (N=)	m3/s		m		m ²		m/s	m3/s			

- (注) 1 摘要欄には、流入先になる排水施設・調整池等の名称などを記載すること。
 2 上流側から下流側の排水施設順に番号を付すこと。
 3 雨水流出量の算出根拠となる排水施設毎の対象集水区域及び地表の状態が明らかとなるような流域図を添付すること。
 4 計画平面図に上表と対比出来るように、排水施設の位置、排水施設番号、延長を図示すること。

土砂流出防止施設計画書

貯砂施設記号	区分	集水区域の状況				流出土砂量										貯砂施設			安全率	備考
		集水面積	利用区分			裸地			草地			林地			計	種類	構造	貯砂量		
			裸地	草地	林地	ha 流出 当たり 土砂量	期 間	土砂量	ha 流出 当たり 土砂量	期 間	土砂量	ha 流出 当たり 土砂量	期 間	土砂量						
工事中	ha	ha	ha	ha	m3/年	年	m3	m3/年	年	m3	m3/年	年	m3	m3	m3			m3		
工事後																				
計	(以下同じ)																			

(注) 1 流出土砂量の算出根拠となる土砂流出防止施設毎の対象集水区域及び利用区分が明らかとなるような流域図を添付すること。
 2 計画平面図に上表と対比出来るように土砂流出防止施設の位置、記号(番号)、貯砂量を図示すること。

開 発 行 為 施 行 等 の 同 意 書

年 月 日

開発行為者 住 所
氏名または名称 様

権利者 住 所
氏名または名称 印
(電話)

わたしが権利を有する下記の物件について、あなたが開発行為または開発行為に関する工事を施工することに同意します。

記

開発行為の目的						
物件の種類	所在・地番	地目	面積(m ²)	権利の種別	摘 要	一覧表との 対 照 番 号

- (注)1 物件の種類欄は、土地、建物、工作物等の種類を記入してください。
 2 権利の種別欄は、所有権、永小作権、地上権、賃借権、質権、先取特権、抵当権等の別を記入してください。
 3 面積欄は、物件が建築物の場合は、建築延床面積を記入してください。
 4 同意前後、1ヶ月以内の印鑑証明書を添付してください。

開 発 行 為 施 行 等 の 同 意 書

年 月 日

開発行為者 住 所
氏名または名称 様

利害関係者住所
氏名または名称 印
(電話)

あなたが行う開発行為又は開発行為に関する工事について異議なく同意します。

記

1. 行為に係る土地の所在場所
市 町 番地
郡 村
2. 行為の目的
3. 行為の面積
4. 利害関係者の種別
(例 隣接者、水利権者等)

環境保全に関する協定書

〇〇〇(以下「甲」という。)と〇〇〇〇〇(以下「乙」という。)との間において、乙が〇〇〇地内に建設する〇〇〇施設建設につき、次のとおり協定を締結する。

- 第1条 乙は、〇〇〇施設建設に当たり森林法並びに北海道自然環境等保全条例等の趣旨に沿って、これらの法令による開発行為の許可基準を厳守し、誠実に造成するものとする。
- 第2条 乙は、これら法令による開発行為の許可申請をするに当たっては、利害関係を有する地域住民に、事業の計画を説明するものとする。
- 第3条 乙は、〇〇〇施設への侵入道路として町道を利用する場合は、甲と協議の上必要な措置を講ずるものとする。また、既設の道路、橋梁等が乙の利用により万一損傷が生じたときは、乙は速やかに補修復元するものとする。
- 第4条 乙は、〇〇〇施設の造成行為により発生する騒音・水質汚濁等の公害については、関係法令に基づき必要な措置を講ずるとともに、万一乙の不法行為によって他人の権利を侵害したときは、これによって生じた損害を賠償するものとする。
- 第5条 〇〇〇施設の隣接する〇〇川〇〇地区の利害関係者に被害を及ぼさないよう万全の措置を講ずるとともに、万一損害を与えた場合は、乙の責任において損害を賠償するものとする。
- 第6条 〇〇〇施設用地内の樹林地については、森林法に基づく所定の手続を行うとともに、特に次の事項を遵守するものとする。
- 1 乙は、災害防止及び環境保全のため、開発区域の面積の* * %以上、開発区域の内周辺にはおおむね**mの樹林帯(樹林地がない場合は植栽すること。)を配置すること。
 - 2 乙は、施設完成後は樹林地の管理、育成及び植林に努め、大切に保護するものとする。
なお、施設完成後に新たな開発をする必要が生じた場合は、甲、乙協議の上監督官庁の許可を得て実施するものとする。
 - 3 乙は、〇〇〇施設用地内の林地において、6年未満の林地の既存補助金の返還を行うものとする。
- 第7条 乙は、排水の流末処理について、事前に甲と協議するものとする。
- 第8条 乙は、〇〇〇施設において生ずることが予想される、し尿及び廃棄物については、甲の処理計画に基づき処理するものとし、その経費は乙が負担し環境衛生に万全を期するものとする。
- 第9条 乙は、事業を中止又は廃止しようとするときは、中止又は廃止後の措置について事前に甲と協議を行い、災害の防止及び環境の保全のため、必要な措置を講ずるものとする。
- 第10条 甲は、乙がこの協定に定める義務を履行しない場合に、必要に応じ当該事業の改善措置を指示し、又は、工事の中止を指示することができるものとする。

上記協定事項に定めるもののほか、必要な事項はその都度、甲、乙協議の上決定する。

以上、協定の証として本書2通を作成し、甲・乙各1通を保有する。

年 月 日

甲 住 所

氏 名

印

乙 住 所

氏 名

印

※(注) ここに示した協定書等は参考例であり、実際の協定書等の作成に当たっては、開発行為の種別など個々の事案により盛り込む内容を検討し、適切に作成すること。

埋蔵文化財の保護について

環 政第1017号
平成15年1月7日

各支庁地域政策部環境生活課長 様

環境生活部環境室環境政策課長

埋蔵文化財の保護について(通知)

このことについては、昭和49年4月20日付け自然第502号(最終改正平成12年3月30日)生活環境部長通知「特定の開発行為の規制に係る事務処理について」で開発行為者が許可申請をするにあたり協定等の写しを添付させるよう指示しているところですが、先般教育委員会教育長から別添のとおり通知がありましたので、特定の開発行為者の指導について特段の配慮をお願いします。

記

1. 特定の開発行為の相談等にあたっては、事業計画等の段階で、計画区域及び隣接地における埋蔵文化財包蔵地(以下「包蔵地」という。)の有無を市町村教育委員会備え付けの周知資料で確認するよう開発行為者を指導すること。
2. 事業区域内に包蔵地がある場合(隣接地等を含む。)には、所要の様式による事前協議書を市町村教育委員会に提出させること。
3. 事業計画区域に包蔵地がない場合であっても、当該開発行為の規模が1ha以上の場合は事前協議書を市町村教育委員会に提出させること。

※ 事前協議書様式については、市町村教育委員会にお問い合わせ下さい。

残置森林等の管理に関する協定書

〇〇〇〇(以下「甲」という。)と〇〇〇〇〇〇(以下「乙」という。)は、乙が〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇内に〇〇等を建設することについて次の条項によって協定し信義に従い、誠実にこれを履行するものとする。

(残置森林等の維持管理)

1. 残置森林等は計画に基づき善良に維持管理するものとする。
(地域森林計画の遵守)
2. 残置森林等が地域森林計画の対象となる場合は、その計画に即した施業を行うものとする。
(造林の実施)
3. 残置森林等のうち、補植又は改植を必要とする箇所には、現地に適合した樹種を適期に植栽する。
(保育の実施)
4. 残置森林等のうち、造成した森林又は緑地については活着するまでの間、散水等の措置を講じる。
その他、下刈、つる切り、除伐、間伐及び施肥を必要とする箇所については適切な保育作業で管理する。
(立木の伐採)
5. 残置森林等の立木を伐採する場合は、乙が甲に協議するものとする。
(維持管理計画書)
6. 乙は開発行為完了時に残置森林等の維持管理計画書を作成し甲に提出するものとする。
(誓約事項の承継)
7. 残置森林等の所有権、その他森林等を利用する権利を他に譲渡した時は、その誓約事項を当該権利者に承継するものとする。

年 月 日

甲 住 所
氏 名 印

乙 住 所
氏 名 印

※(注)ここに示した協定書等は参考例であり、実際の協定書等の作成に当たっては、開発行為の種別など個々の事案により盛り込む内容を検討し、適切に作成すること。

記載例(資材置場)

別記第9号様式(第37条関係)

総合振興局(振興局)到達年月日	許可年月日	整理番号	許可番号

北海道収入証紙欄

特定開発行為許可申請書

年 月 日

北海道知事 様

申請者の住所及び氏名
 ○○市○○区北6条西3丁目1番地
 ○○株式会社
 代表取締役 ○○ ○○

北海道自然環境等保全条例第30条第1項の規定により特定の開発行為の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

行為の種別	資材置場又は工場用地の造成						
行為の目的	(仮称)○○工場用地の造成						
行為の規模	3.5ha						
土地の位置、 区域及び規模	地名及び地番	○○郡○○町字○○ 181番地1 ほか10筆					
	地目	農地	森林	原野			計
	面積	1.3	1.2	1.0			3.5
施設設備の種類及び規模	・洪水調整池(掘込式) 1ヶ所 ・沈砂池(掘込式) 1ヶ所						
設計説明書	(別添のとおり)						
設計図	(別添のとおり)						
工事施工者の住所及び氏名	○○郡○○町字○○ 6番地2 ○○建設株式会社 代表取締役 ○○ ○○						
予定着手年月日	○年○月○日(許可の日から60日以内)						
完了年月日	○年○月○日(許可の日から 日以内)						

(担当者:役職・氏名 連絡先電話番号)

記載例（工場用地）

特定の開発行為計画概要表

行為の種別		行為の名称		(仮称) ○○工場用地の造成			
		区分	面積 ha	割合 %	区分	面積 ha	割合 %
行為の種別	資材置場又は工場用地の造成	土地利用計画					
行為の目的	(仮称) ○○工場用地の造成	施設用地	2.95	84.27			
行為の規模	3.5 ha	道路	0.05	1.43			
行為の所在地	○○郡○○町○○ 181 番地 1 ほか 10 筆	防災施設用地	0.20	5.71			
許可申請者 (フリガナ) 住所・氏名	(○○シ○○クキタ 6 ジョウニシ 3 チョウメ 1 バンチ○○ ○○市○○区北 6 条西 3 丁目 1 番地 ○○株式会社 代表取締役○○ ○○)				樹林地	残置森林	0.20 5.71
工事施行者 (フリガナ) 住所・氏名	(○○グン○○チョウアザ○○ 6 バンチ 2 ○○郡○○町字○○ 6 番地 2 ○○株式会社 代表取締役○○ ○○)					造成森林	0.10 2.88
設計者 (フリガナ) 住所・氏名	(○○グン○○チョウアザ○○ 6 バンチ 2 ○○郡○○町字○○ 6 番地 2 ○○株式会社 代表取締役○○ ○○)	他法令等との関係	法令・協議・協定名	関係機関	年月日	進捗状況	
着手及び完了の時期	着手 令和○年 4 月 1 日（許可日から 60 日以内） 完了 令和○年 11 月 30 日	〔各種許認可及び協議・協定事項〕	・農地法第 5 条第 1 項の転用許可	北海道	R ○.4.1	申請済	
事業概要	工場用地の造成 5.0ha 総切土 10,000m ³ 総盛土 8,000m ³ 残土 2,000m ³ 法面保護工 種子吹付 2,000m ² 切土法面勾配 1:1.5 盛土法面勾配 1:1.8 擁壁工 L=100m H=5m (重力式擁壁) 雨水排水 L=300m (U-240) (N=1/5) 洪水調整池 1 基 洪水調節容量 1,000m ³ 沈砂池 1 基 貯砂容量 1,000m ³ 工事用道路 L=200m (幅員 5m、最大勾配 6%、砂利) 管理用道路 L=500m (幅員 4m、最大勾配 2%、砂利)		・森林法第 10 条の 2 第 1 項	北海道	R ○.4.1	申請済	
行為地の現況地目別所有者別面積内訳	現況項目 所有者	農地 ha	森林 ha	原野 ha	宅地 ha	その他 ha	計 ha (うち、地域森林計画対象地)
	自己所有			0.5			0.5 ()
他人所有	借						()
	買収予定						()
合計	小計						()
	小計	1.3	1.2(1.2)	0.5			2.5 (1.2)
合計	合計	1.3	1.2(1.2)	1.0			3.5 (1.2)
							周辺地域の環境に及ぼす影響
							本計画において、工事中及び工事後の土砂流出等に対する災害防止対策を施し、排水対策についても調整池等の洪水防止施設を設置し、周辺地域に影響が無いよう万全を期します。 また、残置となる無立木地には植林を行う計画になっています。
							工事工程及び資金計画
							様式第 2 号 (の 4) のとおり
							その他
							開発区域内及び周辺 (おおむね 300m) に水道水源なし。

工事工程表及び資金計画

工種	年月	令和3年				令和4年				令和 年				令和 年				令和 年			
		3	6	9	12	3	6	9	12	3	6	9	12	3	6	9	12	3	6	9	12
工事工程	仮設・準備工	■																			
	防災施設工事	■																			
	造成工事					■															
	道路工事																				
	排水施設工事					■															
	緑化工事																				
	後片付け																				
事業費	年別内訳	90,000 千円				60,000 千円				千円				千円				千円			
	総事業費	150,000 千円				.															
費	調達方法	・自己資金				100,000 千円				・銀行等からの借入				50,000 千円							
		・銀行等以外からの借入				千円				・その他 ()				千円							

記載例（土石の採取）

特定の開発行為計画概要表

行為の種別		土石の採取		行為の名称		土石の採取				
				区分	面積 ha	割合 %	区分	面積 ha	割合 %	
行為の種別	土石の採取	土地利用計画		区分	面積 ha	割合 %	区分	面積 ha	割合 %	
行為の目的	砂利採取跡地の埋め戻しに利用する火山灰の採取	〇〇郡〇〇町〇〇19番地10 ほか5筆 (フリガナ) 住所・氏名 (〇〇シ〇〇クキタ6ジョウニシ3チョウメ1バンチ 〇〇 〇〇) 〇〇市〇〇区北6条西3丁目1番地 〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇 (フリガナ) 住所・氏名 (〇〇シ〇〇ク〇〇2ジョウ2チョウメ6-2 〇〇 〇〇) 〇〇市〇〇区〇〇2条2丁目6-2 〇〇建設会社 代表取締役 〇〇 〇〇 (フリガナ) 住所・氏名 (〇〇グン〇〇チョウアザ〇〇6バンチ2 〇〇 〇〇) 〇〇郡〇〇町字〇〇6番地2 〇〇測量会社 代表取締役 〇〇 〇〇		採取地	1.02	68.00				
行為の規模	1.5 ha			(沈砂池は採取地に含む)						
行為の所在地	〇〇郡〇〇町〇〇19番地10 ほか5筆			建設敷地	0.06	4.00				
許可申請者	(フリガナ) 住所・氏名 (〇〇シ〇〇クキタ6ジョウニシ3チョウメ1バンチ 〇〇 〇〇) 〇〇市〇〇区北6条西3丁目1番地 〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇			堆積場	0.10	6.67	樹林地	残置森林		
工事施行者	(フリガナ) 住所・氏名 (〇〇シ〇〇ク〇〇2ジョウ2チョウメ6-2 〇〇 〇〇) 〇〇市〇〇区〇〇2条2丁目6-2 〇〇建設会社 代表取締役 〇〇 〇〇			道路	0.01	0.67		造成森林		
設計者	(フリガナ) 住所・氏名 (〇〇グン〇〇チョウアザ〇〇6バンチ2 〇〇 〇〇) 〇〇郡〇〇町字〇〇6番地2 〇〇測量会社 代表取締役 〇〇 〇〇	保安用地及び残置森林		0.31	20.66	合計	1.50	100.00		
着手及び完了の時期	着手 令和〇年6月1日（許可日から30日以内）完了 令和〇年12月20日	他法令等との関係		法令・協議・協定名		関係機関	年月日	進捗状況		
事業概要	土石の採取 5.0ha 切土 300,000m ³ (火山灰) 法面保護工 種子吹付 2,000m ² 切土法面勾配 1:1.5 (最大切土高 20 m) 雨水排水 L=300m (素掘水路) (N=1/5) 洪水調整池 1基 洪水調節容量 1,000m ³ 沈砂池 1基 貯砂容量 1,000m ³ 工事用道路 L=200m (幅員 5m、最大勾配 6%)	〔各種許認可及び協議・協定事項〕		・森林法第10条の2第1項 ・道路法第24条 ・埋蔵文化財保護の事前協議 ・残置森林等の管理に関する協定書		北海道 〇〇町 〇〇教育委員会 〇〇町	R〇.4.1 R〇.3.27	申請済 申請準備中 協議済 準備中		
行為地の現況地目別所有者別面積内訳	現況項目	農地 ha	森林 ha	原野 ha	宅地 ha	その他 ha	計 ha (うち、地域森林計画対象地)			
	所有者									
	自己所有						()			
他人所有	借地	国有地					()	周辺地域の環境に及ぼす影響 本計画において、採取中においても土砂流出等に対する災害防止対策を施すとともに、採取跡地には緑化、植栽等を行うなどの防災、環境保全上の必要な措置を行うので、周辺地域に対する影響はないと考えます。		
		公有地					()			
		個人所有地	1.2 (1.2)	0.3			1.5 (1.2)			
	小計	1.2 (1.2)	0.3			1.5 (1.2)				
有買収予定	買収予定	国有地					()	工事工程及び 資金計画 様式第2号(の4)のとおり		
		公有地					()			
		個人所有地					()			
小計						()	その他 開発区域内及び周辺（おおむね 300m）に水道水源なし。 跡地利用なし			
合計		1.2 (1.2)	0.3			1.5 (1.2)				

工 事 工 程 表 及 び 資 金 計 画

工 種	年 月	令和3年				令和4年				令和 年				令和 年				令和 年				令和 年											
		3	6	9	12	3	6	9	12	3	6	9	12	3	6	9	12	3	6	9	12	3	6	9	12	3	6	9	12				
工 事 工 程	仮設・準備工		■																														
	防災施設工事			■																													
	取付道路工事			■			■																										
	排水施設工事				■		■				■																						
	採取				■		■				■																						
	緑化工事				■				■				■																				
	後片付け												■																				
事 業 費	年別内訳				20,000 千円				10,000 千円				10,000 千円				千円				千円				千円				千円				
	総事業費	40,000 千円																															
	調達方法	・自己資金				40,000 千円								・銀行等からの借入				千円								・その他 ()				千円			
						・銀行等以外からの借入				千円																							

許可申請書類の作成及び編さん順序

編さん	書類等の名称	明示すべき事項	留意事項
1	特定開発行為許可申請書	1 特定の開発行為の種別、目的 2 特定の開発行為をする土地の位置、区域及び規模 3 特定の開発行為に係る施設設備の種類及び規模 4 工事施工者の住所及び氏名 5 特定の開発行為の着手及び完了の時期 6 特定の開発行為に関する設計説明書及び設計図	別記第9号様式
2	特定の開発行為計画概要表		特定の開発行為事前審査申出書に添付されるものによる。
3	位置図	開発区域の位置	縮尺 1/25,000 又は、1/50,000 国土地理院発行の地形図に開発区域の外周を赤実線で記入する。位置関係が明らかであれば、A4版でもよい。
4	写真		1 全体計画区域が判明できるもの。(開発区域が広い場合は、空中写真も添付する。) 2 主要な防災施設計画施行位置付近の地形等が判明できるもの。 3 天然色写真とすること。(鮮明であればカラーコピーでもよい。) 4 写真の撮影位置及び方向を明らかにした図面を添付する。
5	設計説明書	設計の方針、開発区域内の土地の現況、土地利用計画、工事の概要及び施設設備の整備計画	1 設計の方針 (1)事業の目的、(2)事業の概要、(3)設計の方針、(4)その他 2 開発区域内の土地の現況 (1)計画地の位置、(2)地形・地質、(3)気象、(4)土地の現況、(5)その他 3 土地利用計画(全体及び行為の種別ごとに記載) 現況及び開発行為後の用途区分毎の求積書式例第1号 4 工事の概要及び設備施設の整備計画 (1)造成計画(土石の採取の場合は採取計画) ア 森林計画 残置森林、造成森林の配置状況、その他 イ 土工計画 切土及び盛土法面勾配、切土及び盛土法面の形状(小段)、植生による法面保護方法、構造物による法面保護方法、法面排水(小段排水、上部排水、下部排水、縦排水)、擁壁の構造、軟弱地盤対策、残土処理、地下水揚水による影響の対策、土量計算書、法面の安定計算書、擁壁の構造計算書、軟弱地盤対策計算書、地質調査報告書、その他

編さん	書類等の名称	明示すべき事項	留意事項
5	設計説明書	設計の方針、開発区域内の土地の現況、土地利用計画、工事の概要及び施設設備の整備計画	<p>ウ 道路計画 道路構造（幅員、路盤、舗装）、平面・縦断・横断計画、法面保護、排水計画、擁壁、軟弱地盤対策、橋梁・ボックスカルバート計画、接続先道路、法面の安定計算書、擁壁の構造計算書、軟弱地盤対策計算書、地質調査報告書、その他</p> <p>エ 排水計画 計画排水量の算定（対象流域、降雨の生起確率、流出係数、到達時間、雨量強度式）、計画廃水量の算定、排水・廃水施設の流下能力（計画流下断面、縦断勾配、粗度係数）及び構造（材料、寸法）、下流接続先水路との流量のバランス、排水施設流量計算書（計画排水量の算出根拠となる各排水施設の対象流域が明らかとなるような流域図含む）書式例第9号、その他</p> <p>(2) 防災計画 ア 土砂流出防止施設計画 流出土砂量の算定（施設の対象流域、単位面積あたり流出土砂量）、土砂流出防止施設の能力（貯砂量）及び構造（材料及び寸法）、維持管理（排土）計画、土砂流出防止施設計画計算書（計画流出土砂量の算出根拠となる各沈砂池等の対象流域が明らかとなるような流域図含む）書式例第10号、法面の安定計算書、擁壁の構造計算書、軟弱地盤対策計算書、地質調査報告書、その他</p> <p>イ 河川計画 【河川改修の場合】 流出計算、河道計画（平面、縦断、横断計画）、付帯施設、用地処理、流出計算書（流出量の算出根拠となる対象流域が明らかとなるような流域図含む）、法面の安定計算書、擁壁の構造計算書、軟弱地盤対策計算書、地質調査報告書、その他 【洪水調整池の場合】 流出計算、洪水調整池の能力（洪水調整容量）及び構造、流出計算書（流出量の算出根拠となる対象流域が明らかとなるような流域図含む）、法面の安定計算書、擁壁の構造計算書、軟弱地盤対策計算書、地質調査報告書、その他</p> <p>ウ 工事中における防災計画 工事施工中の災害の発生を未然に防止するための措置（沈砂池の排土計画（通常の維持管理及び異常埋塞時の対応）、申請時において具体的な対策が想定できない湧水等の水処理、法面崩落への対応、土質変化への対応、気象情報の把握及びパトロール体制など）、災害発生時の現地対応及び関係機関への連絡体制、その他</p> <p>(3) その他 ア し尿及び雑排水、一般廃棄物の処理 し尿及び雑排水、一般廃棄物の処理 イ 水道等給水施設計画 給水施設の事業計画 ウ 消防水利施設計画 消防水利施設の設置・維持管理計画 エ その他</p>

編さん 順 序	書 類 等 の 名 称	明 示 す べ き 事 項	留 意 事 項
6	工 事 工 程 表		事業実施のための工程が具体的に示されていること。 1 期別計画がある場合は、期別ごとに全体計画も把握できること。 2 主たる防災工事及び施設工事ごとに分け、具体的に記入されていること。 3 着手前の準備期間等も記入されていること。 4 大規模な土木工事と防災工事が伴うものについては、特に具体的な表示がされていること。
7	収 支 計 画 書	収支計画	事業の実施に必要な資金の調達方法が明らかにされ、それが判断できる資料（P8の⑨アを参照）が添付されていること。 書式例第2号
8	年度別資金計画書	年度別資金計画	事業実施の年度別資金計画を明らかにし、かつ事業の工程と整合していること。 書式例第3号
9	営業の概要		従業員、営業科目、事業所の所在等が記載されたものを添付すること。
10	決算書		貸借対照表及び損益計算書を添付すること。
11	納税証明書		法人にあっては前事業年度の法人税、個人にあっては前年分の所得税に係るものを添付すること。
12	主な取引金融機関における最近の預金残高証明書等		できる限り申請時点に近いものを添付すること。
13	借入金の融資証明書		親会社等からの借入金の場合は、親会社等の預金残高証明書を添付すること。
14	事業者の法人登記事項証明書（道外に住所を有する個人の場合は住民票の写し）		
15	施設設備の管理計画書	道路、排水設備、防災施設等	施設設備が接続する公共施設との関連についても記載する。 書式例第4号
16	主な工事施行経歴書		工事の施工予定業者の過去の工事実績を記入すること。 ただし、事業計画に見合う工事以上のものを多数実施している場合は、1年間による主な工事のみとしても良い。 書式例第5号
17	設計者の資格		1 設計者の資格に関する申告書 2 卒業証書の写し又は卒業証明書 3 資格証書の写し 書式例第6号

編さん 順 序	書 類 等 の 名 称	明 示 す べ き 事 項	留 意 事 項
18	他法令との関係	該当する許可、協議関係の書類を添付	開発行為において他法令等に基づく許可・認可・協議等を必要とする場合は、それらの手続き状況が明らかになっていること。 1 許可・認可・協議・協定書等は、その証書等の写しを添付すること。 2 手続き中の場合は、申請書受理の写し等を添付すること。 書式例第7号（の1）、（の2）
19	開発区域内の権利者の同意等	開発区域内の土地又は当該土地にある工作物につき当該特定の開発行為の妨げとなる権利者の同意（所有権、用益権、担保権など）	1 開発区域内の土地及び開発行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていること。 2 権利関係について一覧表に取りまとめること。 書式例第8号 3 同意書等は別途編さんすること。
20	現況図	地形、開発区域の境界、開発区域内及び開発区域周辺の樹林、公共施設等の状況、地番	1 縮尺は1/5,000以上とするが、事業内容が把握出来る場合はそれ未満でも良い。 2 地形、開発区域の境界、開発区域内及び開発区域周辺の樹林（人工林、天然林、無立木地その他の土地利用区分）、公共施設等の状況を適宜色分けして明示する。
21	計画平面図	地形、開発区域の境界、地番 樹林・公共施設等の位置、種類及び形状 予定建築物の敷地の形状、 樹林地の配置 切土又は盛土をする土地の部分 がけ面保護の方法 擁壁の位置及び形状 道路の位置及び形状 排水施設の位置、種類及び形状 防災施設の位置、種類及び形状 給水施設の位置、種類及び形状 縦断及び横断測量の測線、測点及び水準点	1 縮尺は1/1000以上とするが、事業内容が把握出来る場合はそれ未満でも良い。 2 開発区域、市町村界、字界、地番界、建築物の位置、残地森林・造成森林の区域、切土・盛土、法面保護、擁壁、道路、排水施設、防災施設などについて凡例又は着色によりわかりやすくすること。 3 最大の高切土、高盛土のある位置とその高さを表示すること。 4 期別計画がある場合は、期別計画も把握できるようにすること。 5 排水施設に流向を表示すること。 6 排水施設については、適宜色分け、排水施設番号を記載するなどして、排水施設流量計算書と対応できるようにすること。 7 仮排水施設、仮防災施設も表示すること。 8 方位を記載すること。 9 図面が繁雑となる場合は、適宜別図面とすること。
22	計画縦断図	距離、切土又は盛土をする前後の地盤線及び地盤高並びに勾配	1 縮尺は縦1/200以上、横1,000以上とするが、事業内容が把握出来る場合はそれ未満でも良い。 2 主たる種別の縦断的な高さを決定した根拠として必要な場合に添付すること。
23	計画横断図	がけの高さ、勾配及び土質（土質の種類が2以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ）、切土又は盛土をする前後の地盤線並びにがけ面の保護の方法並びに開発区域の境界	1 縮尺は1/1000以上とするが、事業内容が把握出来る場合はそれ未満でも良い。 2 高低差の著しい箇所について作成すること。 3 切土又は盛土をした土地の部分に生ずる高さが2メートルを超える崖について作成すること。
24	工作物の詳細図	擁壁、道路、排水施設、防災施設及び給水施設の形状及び寸法	縮尺は適宜とする。

編さん 順 序	書 類 等 の 名 称	明 示 す べ き 事 項	留 意 事 項
25	土地利用計画求積図	開発区域の境界及び開発区域の土地利用区分	1 縮尺は 1/5,000 以上以上とするが、事業内容が把握出来る場合はそれ未満でも良い。 2 土地利用計画区分を凡例又は着色によりわかりやすくすること。 3 土地利用区分については、書式例第 1 号土地利用計画書の区分と整合を図ること。
26	建築物等の概要図	開発行為に係る建築物の概要図（平面図、正面図及び側面図）	開発行為に係る建築物の概要図（平面図、正面図及び側面図）
27	同 意 書 （開発区域内）	開発区域内の土地又は当該土地にある工作物につき当該特定の開発行為の妨げとなる権利者の同意（所有権、用益権、担保権など）	各同意書ごとに印鑑証明書を添付すること。 書式例第 11 号
28	同 意 書 （開発区域外）		1 隣接者の同意書 2 利害関係者の同意 書式例第 12 号
29	登記簿謄本		開発区域内の権利者及び隣接者に係るものを添付すること。

- (注) 1 許可申請及び事前審査申出の書類の編さんは、この順序による。
2 書類の大きさは、図面も含めすべて A 4 ファイルに編さんすること。
3 書類の内容は、行為の種別、規模、立地条件等により適宜追加又は省略すること。
4 各図面等のタイトルは次の事項を記載すること。
ア 許可申請者
イ 行為の名称
ウ 図面等の名称
エ 設計者及び会社名
オ 縮尺
カ 図面番号

V 参 考 资 料

北海道自然環境等保全条例（抄）

改正	昭和55年 3月31日 北海道条例第 6号	改正	昭和48年12月11日 北海道条例第64号
改正	昭和63年 4月 1日 北海道条例第10号	改正	昭和59年 4月 1日 北海道条例第10号
改正	平成 4年 3月31日 北海道条例第27号	改正	平成 2年12月26日 北海道条例第35号
改正	平成 8年 3月31日 北海道条例第11号	改正	平成 7年 7月21日 北海道条例第19号
改正	平成12年 3月29日 北海道条例第42号	改正	平成 8年10月14日 北海道条例第37号
改正	平成13年 7月10日 北海道条例第48号	改正	平成12年 3月29日 北海道条例第43号
改正	平成18年 7月14日 北海道条例第64号	改正	平成16年 3月31日 北海道条例第16号
改正	平成21年 3月31日 北海道条例第20号	改正	平成20年 3月31日 北海道条例第20号
改正	平成25年 3月29日 北海道条例第18号	改正	平成24年 3月30日 北海道条例第22号
改正	平成31年 3月15日 北海道条例第15号	改正	平成26年 3月28日 北海道条例第23号
		改正	令和 2年 3月31日 北海道条例第19号

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）その他の法令と相まって、自然環境を保全することが特に必要な区域等の生物の多様性の確保その他の自然環境の適正な保全を総合的に推進するとともに、国土の無秩序な開発を防止し、もって道民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

一部改正〔平成25年条例18号〕

（道等の責任）

第2条 道、事業者及び道民は、北海道環境基本条例（平成8年北海道条例第37号）第3条に定める基本理念にのっとり、自然環境の適正な保全が図られるように、それぞれの立場において努めなければならない。

2 道、事業者及び道民は、国土の無秩序な開発の防止が図られるように、それぞれの立場において努めなければならない。

3 道は、自然環境の適正な保全及び国土の無秩序な開発の防止に関する施策について、市町村と緊密に連携して、その推進に努めるものとする。

全部改正〔平成8年条例第37号〕 一部改正〔平成12年条例第43号〕

第3条から第5条まで削除

削除〔平成8年条例第37号〕

（自然環境の保全等に関する協定の締結等）

第6条 知事は、自然環境の保全又は国土の無秩序な開発の防止のために特に必要があるときは、事業者その他の関係者と自然環境の保全等に関する協定を締結する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

第2章 自然環境保全基本方針

（自然環境保全基本方針）

第13条 知事は、自然環境の保全を図るための基本方針（以下「自然環境保全基本方針」という。）を定めなければならない。

2 自然環境保全基本方針には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 自然環境の保全に関する基本構想

(2) 道自然環境保全地域、環境緑地保護地区、自然景観保護地区、学術自然保護地区及び記念保護樹木の指定その他これらの地域等に係る生物の多様性の確保その他の自然環境の保全に関する施策に関する基本的な事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、緑化推進地域の指定その他自然環境の保全に関する重要事項

3 知事は、自然環境保全基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、北海道環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 知事は、自然環境保全基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、自然環境保全基本方針の変更について準用する。

一部改正〔平成12年条例第42号・25年18号〕

第5章 特定の開発行為の規制

(特定の開発行為の許可)

第30条 次に掲げる行為で規則で定めるもの（以下「特定の開発行為」という。）は、知事の許可を受けなければ、してはならない。

- (1) スキー場の建設
- (2) キャンプ場、乗馬場その他の規則で定める施設の建設
- (3) 前2号に掲げる施設を2以上有する施設の建設
- (4) 資材置場又は工場用地の造成
- (5) 土石の採取

2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、規則で定める図書を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 特定の開発行為の種別
- (2) 特定の開発行為をする土地の位置、区域及び規模
- (3) 特定の開発行為に係る施設設備の種類及び規模
- (4) 特定の開発行為に関する設計
- (5) 工事施行者（特定の開発行為に関する工事の請負人又は請負契約によらないで自らその工事を施行する者をいう。以下同じ。）
- (6) 特定の開発行為の着手及び完了の時期
- (7) その他規則で定める事項

3 知事は、第1項の許可の申請があった場合において、当該申請に係る特定の開発行為が次の各号に掲げる基準に適合しないと認めるときは、許可をしてはならない。

- (1) 特定の開発行為をする土地の区域に所在する森林が、当該区域及びその周辺の地域の環境の保全上又は水源のかん養上必要な限度において、適正に保存されるように措置されていること。
- (2) 特定の開発行為をする土地が、地盤の軟弱な土地、がけ崩れ、土砂の流出又は出水のおそれが多い土地その他これらに類する土地であるときは、地盤の改良、擁壁の設置等安全上必要な措置が講ぜられていること。
- (3) 特定の開発行為をする土地の区域及びその周辺の地域の道路、河川、水路その他の公共施設等が、環境の保全上、災害の防止上又は通行の安全上支障がないような規模及び構造で適当に配置されるように措置されていること。
- (4) 申請者に当該特定の開発行為を行うために必要な資力及び信用があること。
- (5) 工事施行者に当該特定の開発行為に関する工事を完成するために必要な能力があること。
- (6) 前各号に定めるもののほか、規則で定める基準に適合していること。

4 前項各号に掲げる基準を適用するについて必要な技術的細目は、規則で定める。

5 知事は、第1項の許可の申請があったときは、速やかに、許可又は不許可の処分をしなければならない。

6 前項の処分をするには、文書をもって当該申請者に通知しなければならない。

7 知事は、第5項の処分をしようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見をきかなければならない。この場合において、当該処分に係る特定の開発行為が規則で定めるものであるときは、併せて、北海道特定開発行為審査会の意見をきかなければならない。

8 第1項の許可には、国土の無秩序な開発を防止するために必要な限度において、条件を付することができる。

一部改正〔平成7年条例19号・20年20号・21年20号〕

(変更の許可)

第31条 前条の規定による許可を受けた者（以下「特定開発行為者」という。）が同条第2項第1号から第4号までに掲げる事項を変更しようとするときは、知事の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前条第3項から第8項までの規定は、前項の許可について準用する。

(許可に基づく地位の承継)

第31条の2 第30条第1項の許可を受けた者の相続人その他の一般承継人又は当該許可を受けた者から当該特定の開発行為をする土地の区域内の土地の所有権その他当該特定の開発行為に関する工事を施行する権原を取得した者は、知事の承認を受けて、当該許可を受けた者が有していた当該許可に基づく地位を承継することができる。

2 知事は、前項の承認の申請があった場合において、第30条第3項第4号に掲げる基準に適合しないと認めるときは、前項の承認をしてはならない。

追加〔平成20年条例20号〕

(着手等の届出)

第32条 特定開発行為者は、次の各号に掲げる場合は、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 特定の開発行為の着手又は完了をしたとき。
- (2) 特定の開発行為の着手又は完了の時期を変更しようとするとき。
- (3) 特定の開発行為を1月以上中止し、又は当該中止に係る特定の開発行為を再開しようとするとき。
- (4) 特定の開発行為を廃止しようとするとき。
- (5) 工事施行者を変更しようとするとき。

(完了検査)

第33条 知事は、特定の開発行為の完了の届出があった場合は、遅滞なく、当該特定の開発行為が第30条第1項又は第31条第1項の許可の内容に適合しているかどうかについて検査するものとする。

(監督処分)

第34条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、第30条第1項又は第31条第1項の規定によってした許可を取り消し、変更し、その効力を停止し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は特定の開発行為の中止を命じ、若しくは相当の期限を定めて、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

- (1) この章の規定又はこの章の規定に基づく処分に違反した者
- (2) この章の規定による許可に付した条件に違反した者
- (3) 詐欺その他不正な手段により、この章の規定による許可を受けた者

(手数料)

第35条 第30条第1項若しくは第31条第1項の許可を受けようとする者又は第31条の2第1項の承認を受けようとする者は、手数料を、当該許可又は承認を申請する際に北海道収入証紙をもって、納めなければならない。

2 手数料の額は、別表のとおりとする。

一部改正〔平成20年条例20号〕

(適用除外)

第36条 次の各号のいずれかに該当する土地の区域内において行われる特定の開発行為については、この章の規定は、適用しない。

- (1) 保安林等の区域
- (2) 砂防法（明治30年法律第29号）第2条の規定により指定された土地の区域
- (3) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の規定により指定された地すべり防止区域
- (4) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域
- (5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める土地の区域

2 次の各号のいずれかに該当する行為については、この章の規定は、適用しない。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項又は第2項の許可を受けて行う特定の開発行為
- (2) 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第8条第1項本文の許可を受けて行う特定の開発行為
- (3) 採石法（昭和25年法律第291号）第33条の認可を受けた採取計画に基づいて行う特定の開発行為

- (4) 砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の認可を受けた採取計画に基づいて行う特定の開発行為
(5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める特定の開発行為
- 3 国、道、市町村その他規則で定める者が行う特定の開発行為については、この章の規定は、適用しない。

一部改正〔平成13年条例48号・18年64号〕

（市町村条例との関係）

第36条の2 この章の規定と同等以上の内容を有する条例を制定している市町村の区域で規則で定めるものにおいて行われる特定の開発行為については、この章の規定は、適用しない。ただし、当該条例を制定している市町村以外の市町村の区域にわたる特定の開発行為については、この限りでない。

2 前項の規定に基づき規則を制定し、又は改廃する場合においては、当該規則において、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

追加〔平成20年条例20号〕

第9章 特定開発行為審査会

（設置）

第52条 第5章の規定によりその権限に属させられた事項を行わせるため、知事の附属機関として、北海道特定開発行為審査会（以下この章において「審査会」という。）を置く。

（組織）

第53条 審査会は、委員7人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

一部改正〔平成16年条例16号〕

（会長）

第54条 審査会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第55条 審査会の会議は、会長が招集する。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

一部改正〔平成16年条例16号〕

第10章 雑 則

（報告及び検査等）

第56条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、第17条第3項、第18条第3項第6号、第30条第1項若しくは第31条第1項の許可を受けた者若しくは第19条第2項若しくは第25条第2項の規定により行為を制限され、若しくは必要な措置をとるべき旨を命ぜられた者に対し、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、道自然環境保全地域、環境緑地保護地区等若しくは特定の開発行為をする土地の区域内の土地若しくは建物内に立ち入り、第17条第3項各号、第18条第3項本文、第19条第1項各号、第25条第1項各号若しくは第30条第1項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、若しくはこれらの行為の自然環境等に及ぼす影響を調査させることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

一部改正〔平成25年条例18号〕

(建設事業の実施に当たっての配慮)

第62条 土木その他の建設事業の実施に当たっては、当該事業に係る地域における自然環境の保全に著しい障害を及ぼさないよう、工法、技術、時期等に特に配慮しなければならない。

(河川、湖沼等の保全に対する配慮)

第63条 河川、湖沼その他の水域の周辺の地域において事業活動を実施するに当たっては、当該水域における水質の保全、流量の維持、河岸、湖岸等の美化等に特に配慮しなければならない。

(規則への委任)

第64条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第11章 罰 則

第65条 第20条、第26条又は第38条第1項の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

一部改正〔平成2年条例35号・4年27号・25年18号〕

第66条 第34条の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

全部改正〔平成25年条例18号〕

第67条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第17条第3項又は第18条第3項の規定に違反した者
- (2) 第17条第4項(第18条第4項において準用する場合を含む。)の規定により許可に付された条件に違反した者

一部改正〔平成2年条例35号・4年27号・25年18号〕

第68条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第30条第1項の規定に違反した者
- (2) 第30条第8項(第31条第2項において準用する場合を含む。)の規定により許可に付された条件に違反した者
- (3) 第31条第1項の規定に違反して、第30条第2項第1号から第4号までに掲げる事項を変更した者

追加〔平成25年条例18号〕

第69条 第19条第2項又は第25条第2項の規定による処分に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。

一部改正〔平成2年条例35号・4年27号・25年18号〕

第70条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第19条第1項、第25条第1項又は第28条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第19条第4項又は第25条第4項の規定に違反した者
- (3) 第17条第3項若しくは第18条第3項第6号の許可を受けた者又は第19条第2項若しくは第25条第2項の規定により行為を制限され、若しくは必要な措置を執るべき旨を命ぜられた者であって、第56条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したもの
- (4) 第57条第5項の規定に違反して、同条第1項の規定による立入りその他の行為を拒み、又は妨げた者

一部改正〔平成4年条例27号・25年18号〕

第71条 第30条第1項又は第31条第1項本文の許可を受けた者であって、第56条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したものは、20万円以下の罰金に処する。

追加〔平成25年条例18号〕

第72条 第32条又は第58条第2項若しくは第3項の規定に違反した者は、10万円以下の罰金に処する。

一部改正〔平成4年条例27号・25年18号〕

第73条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第65条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和49年4月1日から施行する。ただし、第2章及び第8章並びに附則第6項から附則第9項までの規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 4 この条例の施行の際現に第30条第1項の特定の開発行為に着手している者は、この条例の施行の日から起算して6月間は、同項の規定にかかわらず、引き続き当該行為をすることができる。
- 5 前項に規定する者が同項の期間内に当該行為について、規則で定めるところにより、知事に届け出たときは、第30条第1項の許可を受けたものとみなす。

附 則 (平成20年3月31日条例第20号)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の北海道自然環境等保全条例第30条第1項の許可を受けて行われている同項第1号、第3号又は第6号(工場用地に係る部分を除く。)に掲げる特定の開発行為については、手数料に係る部分を除き、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、この条例による改正後の北海道自然環境等保全条例中許可に基づく地位の承継及び手数料に係る部分は、同項に規定する特定の開発行為について適用する。

附 則 (平成24年3月30日条例第22号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月29日条例第18号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月28日条例第23号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月15日条例第15号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月31日条例第19号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

名 称	区 分 及 び 金 額
特定開発行為許可申請手数料	<ol style="list-style-type: none"> 1 特定の開発行為をする土地の区域の面積が3ヘクタール未満のとき 395,900円 2 特定の開発行為をする土地の区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満のとき 519,700円 3 特定の開発行為をする土地の区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満のとき 678,500円 4 特定の開発行為をする土地の区域の面積が10ヘクタール以上20ヘクタール未満のとき 890,200円 5 特定の開発行為をする土地の区域の面積が20ヘクタール以上50ヘクタール未満のとき 1,071,900円 6 特定の開発行為をする土地の区域の面積が50ヘクタール以上100ヘクタール未満のとき 1,188,200円 7 特定の開発行為をする土地の区域の面積が100ヘクタール以上のとき 1,188,200円に100ヘクタール以上の部分が100ヘクタールに達するまでごとに220,100円を加えた額
特定開発行為変更許可申請手数料	<ol style="list-style-type: none"> 1 特定の開発行為をする土地の区域の変更を伴わないとき 前項の規定により算定された額に10分の1を乗じて得た額(この額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。) 2 特定の開発行為をする土地の区域への新たな土地の編入を伴うとき 変更前の面積につき前項の規定により算定された額に10分の1を乗じて得た額(この額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)と新たに編入する土地の面積につき前項の規定により算出された額とを合算して得た額 3 特定の開発行為をする土地の区域からの当該土地の一部の除外を伴うとき (同時に2に規定する新たな土地の編入を伴うときを除く。) 除外後の面積につき前項の規定により算定された額に10分の1を乗じて得た額(この額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)
特定の開発行為の許可に基づく地位の承継の承認申請手数料	特定の開発行為の許可に基づく地位の承継の承認申請のとき 18,600円

北海道自然環境等保全条例施行規則（抄）

改正	昭和53年 7月 7日 北海道規則第 55号	改正	昭和49年 3月15日 北海道規則第 14号
改正	昭和56年10月 1日 北海道規則第 78号	改正	昭和54年 3月26日 北海道規則第 13号
改正	昭和62年 3月20日 北海道規則第 9号	改正	昭和61年11月 1日 北海道規則第 97号
改正	平成元年 1月19日 北海道規則第 4号	改正	昭和63年11月 7日 北海道規則第107号
改正	平成 2年12月 6日 北海道規則第 70号	改正	平成元年 3月31日 北海道規則第 68号
改正	平成 4年 4月28日 北海道規則第 59号	改正	平成 3年 1月24日 北海道規則第 9号
改正	平成10年 3月24日 北海道規則第 22号	改正	平成 6年12月20日 北海道規則第119号
改正	平成13年 1月 5日 北海道規則第 1号	改正	平成12年 3月29日 北海道規則第104号
改正	平成13年 8月24日 北海道規則第 96号	改正	平成13年 7月10日 北海道規則第 91号
改正	平成14年 8月13日 北海道規則第 85号	改正	平成14年 3月29日 北海道規則第 50号
改正	平成15年10月17日 北海道規則第116号	改正	平成15年 4月30日 北海道規則第 63号
改正	平成16年 6月29日 北海道規則第112号	改正	平成16年 2月27日 北海道規則第 7号
改正	平成17年 3月31日 北海道規則第 40号	改正	平成17年 3月31日 北海道規則第 28号
改正	平成17年 9月30日 北海道規則第 99号	改正	平成17年 7月 1日 北海道規則第 75号
改正	平成21年 3月31日 北海道規則第 21号	改正	平成20年 3月31日 北海道規則第 16号
改正	平成22年 3月31日 北海道規則第 45号	改正	平成22年 3月24日 北海道規則第 17号
改正	平成25年 6月18日 北海道規則第 59号	改正	平成23年 3月18日 北海道規則第 8号
改正	令和 3年 3月31日 北海道規則第 34号	改正	令和 2年 3月31日 北海道規則第 44号

第2章 道自然環境等保全地域

（公社等）

第28条 条例第21条第1項の規則で定める公社等は、次に掲げるものとする。

- (1) 独立行政法人水資源機構
- (2) 北海道住宅供給公社
- (3) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第10条の規定に基づき設立された土地開発公社
- (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に規定する地方公共団体の組合

一部改正〔昭和53年規則55号・56年78号・61年97号・62年9号・平成元年4号・12年104号・15年63号・116号・16年7号・112号・17年99号・20年16号〕

第4章 特定の開発行為の規制

（特定の開発行為）

第35条 条例第30条第1項の規則で定める行為は、1ヘクタール以上の1団の土地について行われるものとする。

（キャンプ場、乗馬場その他の施設）

第36条 条例第30条第1項第2号の規則で定める施設は、次に掲げるものとする。

- (1) キャンプ場
- (2) 乗馬場
- (3) 射撃場
- (4) アーチェリー場
- (5) 車両競争場

一部改正〔平成20年規則16号〕

（特定の開発行為の許可申請書）

第37条 条例第30条第2項の申請書の様式は、別記第9号様式とする。

- 2 条例第30条第2項第4号の設計は、設計説明書及び設計図により定めなければならない。
- 3 前項の設計説明書は、設計の方針、特定の開発行為をする土地の区域（以下「開発区域」という。）内の土地の現況、土地利用計画、工事の概要及び施設設備（公共施設を含む。以下同じ。）の整備計画（公共施設の管理者となるべき者及び公共施設の用に供する土地の帰属に関する事項を含む。）を記載したものでなければならない。
- 4 第2項の設計図は、次の表に定めるところにより作成したものでなければならない。

図面の種類	明 示 す べ き 事 項	縮 尺	備 考
現況図	地形、開発区域の境界、開発区域内及び開発区域周辺の樹林、公共施設等の状況並びに地番	5,000分の1以上	天然色写真を添付すること。
計画平面図	地形、開発区域の境界、地番、樹林・公共施設の位置及び種類並びに形状、予定建築物の敷地の形状、樹林地の配置、切土又は盛土をする土地の部分、がけ（地表面が水平面に対して30度を超える角度をなす土地で硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外のものをいう。以下同じ。）の面の保護の方法、擁壁の位置及び形状、道路の位置及び形状、排水施設の位置、種類及び形状、防災施設の位置、種類及び形状、給水施設の位置、種類及び形状並びに縦断及び横断測量の測点、測線及び水準点	1,000分の1以上	
計画縦断図	距離、切土又は盛土をする前後の地盤線及び地盤高並びに勾配	縦200分の1以上 横1,000分の1以上	
計画横断図	がけの高さ、勾配及び土質（土質の種類が2以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ）、切土又は盛土をする前後の地盤線並びにがけ面の保護の方法並びに開発区域の境界	1,000分の1以上	(1) 高低差の著しい箇所について作成すること。 (2) 切土又は盛土をした土地の部分に生ずる高さが2メートルを超えるがけについて作成すること。
工作物の詳細図	擁壁、道路、排水施設、防災施設及び給水施設の形状及び寸法	適宜	
土地利用計画求積図	開発区域の境界及び開発区域の土地利用区分	5,000分の1以上	
建築物の概要図	開発行為に係る建築物の概要図（平面図、正面図及び側面図）	適宜	

一部改正〔昭和62年規則9号・平成20年16号〕

（特定の開発行為の許可申請書の添付図書）

第38条 条例第30条第2項の規則で定める図書は、次に掲げるものとする。

- (1) 開発区域の位置を明らかにした縮尺5万分の1以上の図面
- (2) 特定の開発行為をするための資金計画書
- (3) 申請者の資力及び信用を証する書類
- (4) 開発区域内の施設設備の管理計画書（次条第2号の同意を得たこと及び協議を了したことを証する書面を含む。）
- (5) 開発区域内の土地又は当該土地にある工作物につき当該特定の開発行為の妨げとなる権利を有する者の同意書
- (6) 設計図を作成した者が次条第3号に規定する資格を有する者であることを証する書類

(許可の基準)

第39条 条例第30条第3項第6号の規則で定める基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 開発区域内の土地又は当該土地にある工作物につき、当該特定の開発行為の施行の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていること。
- (2) 開発区域内の施設設備が接続する公共施設の管理者の同意を得、かつ、当該特定の開発行為又は当該特定の開発行為に関する工事により設置される公共施設を管理することとなる者と協議を了していること。
- (3) 特定の開発行為に関する設計に係る設計図書が、次に掲げる資格を有する者により作成されていること。

ア 学校教育法による大学（短期大学を除く。）又は旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学において、土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して2年以上の実務の経験を有する者

イ 学校教育法による短期大学において、土木又は建築に関する修業年限3年の課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して3年以上の実務の経験を有する者

ウ イに該当する者を除き、学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校において、土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して4年以上の実務の経験を有する者

エ 学校教育法による高等学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校において、土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して7年以上の実務の経験を有する者

オ 知事がアからエまでに該当する者と同等以上の知識及び経験を有すると認められた者

(技術的細目)

第40条 条例第30条第4項の規定による技術的細目は、別表のとおりとする。

(特定の開発行為に係る審査会の意見)

第41条 条例第30条第7項の規則で定める特定の開発行為は、20ヘクタール以上の一団の土地について行われるものとする。

(許可標識の掲示)

第42条 条例第30条第1項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る特定の開発行為に関する工事に着手したときは、当該工事の現場の見やすい場所に、第45条の規定による検査済証の交付を受ける日まで、別記第10号様式の許可標識を掲示しておかなければならない。

(変更許可申請書)

第43条 条例第31条第1項の規定による変更の許可の申請は、別記第11号様式の特定開発行為変更許可申請書を提出して行うものとする。

2 前項の申請書には、第38条各号に掲げる図書（変更に係るものに限る。）を添えなければならない。

3 条例第31条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 工事の実施に関し、通常必要と認められるもの
- (2) 災害の防止上又は環境の保全上特に支障がないと認められるもの

(許可に基づく地位の承継の承認申請)

第43条の2 条例第31条の2第1項の規定による承認の申請は、別記第11号様式の2の申請書を提出してしなければならない。

2 前項の申請書には、第38条第2号から第5号までに掲げる書類を添付しなければならない。

(着手等の届出)

第44条 条例第32条の規定による届出は、別記第12号様式の届出書を提出して行うものとする。

- 2 前項の規定による届出書の提出は、当該届出書に係る電磁的記録をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して行うことができる。
- 3 条例第32条の規定による届出は、同条第1号に係るものにあつては当該着手又は完了の日から1週間以内に、同条第2号から第5号までに係るものにあつては当該変更等をしようとする日の1週間前までに行わなければならない。

一部改正〔令和3年規則34号〕

(検査済証の交付)

第45条 条例第33条の規定による完了検査の結果、当該特定の開発行為が条例第30条第1項又は条例第31条第1項の許可の内容に適合していると認めるときは、別記第13号様式の特定開発行為検査済証を当該特定の開発行為の許可を受けた者に交付するものとする。

(適用除外)

第46条 条例第36条第1項第5号の規則で定める土地の区域は、次に掲げるものとする。

- (1) 海岸法第3条第1項の規定により指定された海岸保全区域
 - (2) 河川法第6条第1項に規定する河川区域
 - (3) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第1項の規定により定められた農業振興地域整備計画に基づく農用地区域
- 2 条例第36条第2項第5号の規則で定める特定の開発行為は、次に掲げるものとする。
- (1) 都市計画法第29条第1項第3号に掲げる建築物の建築の用に供する目的で行う特定の開発行為
 - (2) 旧住宅地造成事業に関する法律（昭和39年法律第160号）第4条の認可を受けて行う特定の開発行為
 - (3) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第4条第1項の認可を受けて行う特定の開発行為又は同法第14条の認可を受けた者が行う特定の開発行為
 - (4) 新住宅市街地開発法（昭和38年法律第134号）第46条の認可を受けた施行計画に基づいて行う特定の開発行為
- 3 条例第36条第3項の規則で定める者は、第28条各号に掲げるものとする。

一部改正〔昭和54年規則13号・平成13年91号・17年99号・20年16号〕

第6章 雑則

(書類の経由)

第52条 条例又はこの規則により知事に提出する書類は、次の表に掲げる部数とし、行為地を所管する総合振興局長又は振興局長（2以上の総合振興局又は振興局の所管区域に係る行為については、主たる行為地の総合振興局長又は振興局長）を経由して提出しなければならない。

提出書類		部数
特定開発行為許可申請書	第41条に規定する特定の開発行為	4部 (行為地が2以上の市町村の区域にわたるときは当該市町村数に3を加えた部数)
	その他の開発行為	3部 (行為地が2以上の市町村の区域にわたるときは当該市町村数に2を加えた部数)
特定開発行為変更許可申請書	第41条に規定する特定の開発行為	4部 (行為地が2以上の市町村の区域にわたるときは当該市町村数に3を加えた部数)
	その他の開発行為	3部 (行為地が2以上の市町村の区域にわたるときは当該市町村数に2を加えた部数)
特定の開発行為の許可に基づく地位の承継の承認申請書	第41条に規定する特定の開発行為	2部
	その他の開発行為	1部

特定開発行為着手（完了・着手時期の変更・完了時期の変更・中止・再開・廃止・工事施行者の変更）届出書	第41条に規定する特定の開発行為	2部
	その他の開発行為	1部

- 2 第13条第3項、第22条第3項及び第44条第2項の規定により書類の提出を行う場合における前項の規定の適用については同項の規定にかかわらず、同項に規定する部数の書類の提出があったものとみなす。

全部改正〔平成12年規則104号〕・一部改正〔平成20年規則16号・22年45号・令和3年第34号〕

附 則

この規則は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日規則第16号）

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の北海道自然環境等保全条例施行規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の北海道自然環境等保全条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

附 則（平成25年6月18日規則第59号）

- 1 この規則は、平成25年7月1日から施行する。
- 13 この規則の施行の際現に交付されている改正前の北海道自然環境等保全条例施行規則（以下「旧自然環境等保全規則」という。）の規定による身分証明書は、改正後の北海道自然環境等保全条例施行規則（以下「新自然環境等保全規則」という。）の規定による身分証明書と見なす。
- 14 この規則の施行の際現に旧自然環境等保全規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、新自然環境等保全規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

附 則（令和2年3月31日規則第44号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日規則第34号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

特定の開発行為許可申請書に関する問い合わせ先 及び各種届出の電磁的記録の提出先

開発面積が20ha以上の場合は北海道環境生活部環境局環境政策課へ、また、20ha未満の場合は各総合振興局又は振興局保健環境部環境生活課へお問い合わせください。

また、各種届出を電磁的記録により提出する場合は、下記のアドレスに送付してください。

- 北海道環境生活部環境局環境政策課 環境影響審査係 TEL 011-204-5981
〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 道庁本庁舎12階
- 空知総合振興局 保健環境部 環境生活課 地域環境係 TEL 0126-20-0200(内線2971)
〒068-8558 岩見沢市8条西5丁目
sorachi.kankyo2@pref.hokkaido.lg.jp
- 石狩振興局 保健環境部 環境生活課 地域環境係 TEL 011-231-4111(内線34-371)
〒060-8558 札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館4階
ishikari.kankyo1@pref.hokkaido.lg.jp
- 後志総合振興局 保健環境部 環境生活課地域環境係 TEL 0136-23-1300(内線2971)
〒044-8588 倶知安町北1条東2丁目
shiribeshi.kankyo10@pref.hokkaido.lg.jp
- 胆振総合振興局 保健環境部 環境生活課 地域環境係 TEL 0143-24-9900(内線2971)
〒051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号
iburi.kankyo1@pref.hokkaido.lg.jp
- 日高振興局 保健環境部 環境生活課 地域環境係 TEL 0146-22-9030(内線2971)
〒057-8558 浦河町栄丘東通56号
hidaka.kankyo1@pref.hokkaido.lg.jp
- 渡島総合振興局 保健環境部 環境生活課 地域環境係 TEL 0138-47-9400(内線2971)
〒041-8558 函館市美原4丁目6番16号
oshima.kankyo20@pref.hokkaido.lg.jp
- 檜山振興局 保健環境部 環境生活課 地域環境係 TEL 0139-52-6500(内線2971)
〒043-8558 江差町字陣屋町336番地3
hiyama.kankyo1@pref.hokkaido.lg.jp
- 上川総合振興局 保健環境部 環境生活課 地域環境係 TEL 0166-46-5900(内線2971)
〒079-8610 旭川市永山6条19丁目
kamikawa.kankyo1@pref.hokkaido.lg.jp
- 留萌振興局 保健環境部 環境生活課 地域環境係 TEL 0164-42-8404(内線2971)
〒077-8585 留萌市住之江町2丁目1番2号
rumoi.kankyo1@pref.hokkaido.lg.jp
- 宗谷総合振興局 保健環境部 環境生活課 地域環境係 TEL 0162-33-2516(内線2971)
〒097-8558 稚内市末広4丁目2番27号
soya.kankyo1@pref.hokkaido.lg.jp
- オホーツク総合振興局 保健環境部 環境生活課 地域環境係 TEL 0152-41-0603(内線2971)
〒093-8585 網走市北7条西3丁目
lokhotsk.kankyo@pref.hokkaido.lg.jp
- 十勝総合振興局 保健環境部 環境生活課 地域環境係 TEL 0155-26-9005(内線2971)
〒080-8588 帯広市東3条南3丁目1番

tokachi.kankyo20@pref.hokkaido.lg.jp

○釧路総合振興局 保健環境部 環境生活課 地域環境係
〒085-8588 釧路市浦見2丁目2番54号

TEL 0154-43-9100(内線2971)

kushiro.kankyo1@pref.hokkaido.lg.jp

○根室振興局 保健環境部 環境生活課 地域環境係
〒087-8588 根室市常盤町3丁目28番地

TEL 0153-24-0257(内線2971)

nemuro.kankyo20@pref.hokkaido.lg.jp